

1 議事日程(3日目)

[平成24年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成24年9月13日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	渡邊美穂 (12)	1. 公共施設、道路、橋梁の老朽化改築計画について (1) 長寿命化修繕計画策定の進捗状況について (2) 公共施設の改築及び新築計画と財源について 2. 給食費の公会計化について 給食事業は市の事業にもかかわらず、私会計となっているが、今後について市の考え方を伺う。
2	原田久美子 (8)	1. 災害対策について (1) 芝原雨水幹線、五条西地区の実施計画浸水対策について、どのように進められ、どのように改善されたのか。 (2) 土砂災害対策として森林環境税を活用した事業の実績や危険箇所の調査、森林等の整備、急傾斜地の整備について伺う。 (3) 消火栓、防火水槽の設置状況について伺う。 (4) 防災無線の設置について伺う。
3	長谷川公成 (6)	1. 健やかでやすらぎのある福祉のまちづくりについて (1) 高齢化社会における健康、体力づくりに対応するための現在の取り組みと今後の取り組みについて伺う。 (2) 中高齢者のスポーツ推進のため、健康推進員やスポーツ推進委員等による合同研修の実施や情報交換の場が必要と考えるが所見を伺う。 2. 本年6月議会の一般質問の答弁について 6月議会で学童保育について一般質問を行った。その時の答弁と8月7日の議員協議会で受けた説明は全く異なっている。なぜなのか納得のいく説明を求める。
4	福廣和美 (17)	1. 防災・減災対策について (1) 防災・減災ニューディール政策をどう思うか。 (2) 電線類をはじめとするライフラインの共同溝化の考えは。 (3) 観光客等への対応について

		(4) 要援護者支援者リストについて 2. 歴史と文化の環境税の今後の使途について 基金とその運用について
5	藤井雅之 (7)	1. 計画停電に係る今後の対応について 筑慈苑施設組合は計画停電が実施される場合、通電される施設に該当しなかったため対応策を取ったが、太宰府市が関連する一部事務組合、企業団等の対応について、各組織で役職にある市長の見解を伺う。 2. 国民健康保険税について (1) 国民健康保険法第44条に基づく対応の現状について (2) 「受領委任払い制度」について、取り組み状況を伺う。 3. 就学援助制度について 現状と今後の方向性について伺う。
6	小島真由美 (5)	1. 高齢者福祉について (1) 平成24年度介護保険制度改正が目指す地域包括ケアシステムと本市の体制、方向性を伺う。 (2) 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種への助成を検討し、早期実現することについて見解を伺う。

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 陶山良尚 議員	2番 神武綾 議員
3番 上 疆 議員	4番 芦刈茂 議員
5番 小島真由美 議員	6番 長谷川公成 議員
7番 藤井雅之 議員	8番 原田久美子 議員
9番 後藤邦晴 議員	10番 橋本健 議員
11番 不老光幸 議員	12番 渡邊美穂 議員
13番 門田直樹 議員	14番 小柳道枝 議員
15番 佐伯修 議員	16番 村山弘行 議員
17番 福廣和美 議員	18番 大田勝義 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（29名）

市長 井上保廣	副市長 平島鉄信
教育長 關敏治	総務部長 木村甚治
地域づくり担当部長 今泉憲治	市民生活部長 古川芳文
健康福祉部長 坂口進	建設部長 神原稔
会計管理者併上下水道部長 三笠哲生	教育部長 古野洋敏

総務課長	友田 浩	経営企画課長	石田 宏二
経営企画課 公共施設整備担当課長	原口 信行	協働のまち 推進課長	藤田 彰
市民課長	原野 敏彦	税務課長	久保山 元信
環境課長	濱本 泰裕	福祉課長	大藪 勝一
高齢者支援課長	平田 良富	保健センター所長	中島 俊二
国保年金課長	永田 宰	都市整備課長	今村 巧児
建設課長	伊藤 勝義	上下水道課長	松本 芳生
施設課長	加藤 常道	教務課長	井上 均
学校教育課長	宮原 広富美	生涯学習課長	木原 裕和
監査委員事務局長	関 啓子		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	齋藤 廣之	議事課長	櫻井 三郎
書記	白石 康子	書記	花田 敏浩
書記	力丸 克弥		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の一般質問通告書は、13人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日13日、6人、14日、7人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（大田勝義議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

12番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

12番渡邊美穂議員。

〔12番 渡邊美穂議員 登壇〕

○12番（渡邊美穂議員） 皆さん、おはようございます。

議員発言席ができて初めての一般質問で、今のところ滞りなく流れを遮ることなくやれたかと思っておりますが、もし間違えておりましたら、次の方から訂正をしていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、通告記載の2項目につきまして質問させていただきます。

今年5月連休の最終日、私の自宅前の道路に突然直径1m、深さ2m近くの穴があきました。最初は小さな穴だったのですが、市民の方がその穴の周りを軽くたたきといきなりアスファルトが下に落ちていったそうです。幸い事故にはなりませんでしたが、筑紫野市では橋梁のコンクリート破片が落下し、車を直撃するという事故も起こっています。全国の自治体にある公共施設や道路、橋梁の多くは高度経済成長時につくられ、約40年を経過し、近い将来寿命を迎えます。そこで、国土交通省では補助金を出して、道路、橋梁の長寿命化修繕計画を各自治体に策定するよう求めています。また約半分の自治体しか策定していません。その理由は、計画を策定したとしても実際に工事を行うのは財政的に困難であること、また自治体にそれぞれの専門技師がいないため遅れがちになっていることなどが指摘されています。本市においても、平成20年から平成23年まで4年間で合計約1,500万円の予算で計画策定業務などを委託されています。しかし、この計画は、道路、橋梁に限られたもので、この市役所の庁舎を初め、社会福祉協議会、老人センター、ルミナス、五条保育所など築40年近い建物について、当面は修理で対応するとしても、近い将来必ず建てかえの時期がやってきます。道路、橋梁、公共施

設、これらを修理するにしても、壊して作り直すにしても、必要となる予算は相当大きな額になることが予想されます。したがって、一般会計を圧迫しないために10年、20年かけて基金を積み立てるなど、財政計画も立てることが必要だと思われます。平成24年度予算に長寿命化修繕計画の予算は上がりませんでしたので終了したと思われますが、議会へはいつご報告をいただけるのでしょうか。また、昭和40年以前につくられた、つまり舗装して50年近くたつ道路があれば全体に占める割合を、また耐震化を行っていない橋の全体に占める割合をお示してください。

2 項目めは、小学校給食の公会計化についてです。

現在、小学校は毎月4,100円を徴収し、子どもたちに給食を提供しています。市内の児童数は5月現在で3,951名となっており、単純に計算しても年間2億円近い事業となります。給食の管理運営費は市の会計から出されており、議会でその流れを見ることができますが、この給食事業は2億円近い市の事業でありながら、その内容が公にされる公会計ではなく、各学校で管理する私の私会計となっています。私会計では、予算を立てて、そのとおりに材料を購入するのではなく、実際の収入に合わせての購入となります。本市では昨年の給食費の滞納件数は55件で、総額90万2,739円となっています。他市で実際にあったことですが、滞納が多い学校と全くない学校で給食内容に差が出るなど、きちんと支払っている家庭の児童にそのしわ寄せが行くことも考えられます。給食費のうち材料費以外に使用するものがあるのか、年度末残高がきっちり0円になることはないと思いますので、一般的に次年度にどれくらい繰り越しているかなど不明な点も多く、繰越額が多い場合、6年生の保護者は納めた給食費が次年度別の学年の児童に使われていることがわかると不満を持つ方もいらっしゃるかもしれません。さらに、滞納があった場合、公会計ではないので、地方自治法で認められている不納欠損としては取り扱われず、滞納額はずっと累積しているのではないかと推測されます。近年、簡易裁判などによって督促を行う自治体が増えてきていますが、実質的な債権者は校長先生ではないので、債権申立人にはなれません。私会計で臨機応変にスピーディーに対応できるというメリットもあるかもしれませんが、給食事業の主体は市であり、以前からの習慣だから私会計を続けるのではなく、公の会計として扱うべきかどうか、きちんと検討する必要があると思われますが、いかがでしょうか。

以下、再質問につきましては議員発言席にて行いませす。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、1 件目の公共施設、道路、橋梁の老朽化改築計画でございませす。

まず、私のほうでご回答をいたしませす。

まず、1 項目めの橋梁長寿命化修繕計画についてでございませすが、平成20年度から平成22年度までにおきませして市内161カ所の、161カ所ですな。161カ所の橋梁の現状把握のため実施をいたしませした。その調査結果をもとにいたしませして平成23年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定

いたしております。幸いにして、すぐ改善が必要な橋梁はございませんでしたが、今後点検を定期的に継続して実施していきまして、社会資本整備総合交付金を活用しながら補助事業としても要望していきたいと、そして必要な修繕を実施してまいりよう考えております。そして、この橋梁長寿命化修繕計画につきましては、本年度中にご報告を考えておるところでございます。

次に、2項目めの公共施設の建てかえなどについて回答いたします。

公共施設を常に良好な状態に保ちながら改修を行いまして、できるだけ延命を図っていくことが重要であるというふうに考えております。しかしながら、老朽化が著しくなりまして、改修しても安全性が確保できない施設でありますとか、今の行政サービスの内容に対応できなくなった施設については適切に改築も行っていく必要があると考えております。このようなことから、市が設置しました既存の公共施設の利用状況、老朽化の状況及び立地状況等を明らかにいたしまして、コストの効果、また施設の利便性について現状を整理して公開する公共施設白書を作成いたしまして、これをデータベース化していこうというふうに考えております。そして、この公共施設白書については本9月議会の補正予算案としてその委託費を上程しているところでもございます。

なお、改築や新築の財源につきましては、基金を積み立てて、この基金を活用していくことも必要であると考えておりますが、極力ですね、国庫負担金あるいは交付金などの補助金を活用することといたしまして、一般財源の持ち出しが極力少なくなるように努力してまいりたいというふうに考えております。

また、ご質問にありました舗装実施後の50年以上を経過した道路でございますが、50年前は市内道路のもうほとんどもう多くの道路がもう未舗装、舗装されておらず、砂利道でございます。私も家から学校までは全部砂利道で通った記憶がございます。そのようなことですが、昭和45年ごろにですね、約5,080m、5kmちょっとですね、5,080mの道路舗装が施工されていたという記録がございます。この5,080mを平成23年度の市内舗装済み道路の全体から比較いたしますと2%に相当をいたしております。

また、市内橋梁のうち耐震化が必要な橋梁の耐震化計画につきましても、今後策定をしていく必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。

橋については耐震化は計画予定という話がありましたけど、私が聞いた何%ぐらい耐震化が終わったかというのはまだ、この耐震化というのは平成8年に基準が見直されていると思うんですけども、その平成8年以降の基準に合ったものが何%かというのはまだ把握されていないということなんですか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 市内の橋梁161カ所ということでご回答いたしましたが、耐震設計、耐震化ですね。耐震化の制度と申しますか、設計編というのが、最初は昭和55年に初めて通達されております。おっしゃいましたように、それ以降、平成2年、平成8年、それから平成14年ということで3回の設計指針と改定されております。それぞれそのできた年代もありますので、ちょっとその辺はまだその分類というか、そこまで至っておらないわけですけど、市内の橋のほとんどは1径間、要は橋と橋桁の間に足がついてないですね。橋脚がないやつ、1径間の橋がほとんどでございます。耐震、他の市町の耐震、橋の耐震診断等を見ますと多径間、要は足がたくさんついているような橋が対象となっておりますでございます。それで考えますと、市内には7つ、2径間以上の橋というのは7橋でございます。そのうちに、先ほど申しました、その耐震の設計指針以前につくったものが、昭和時代につくったものは1つだけという形で、ほかの橋については全て平成8年、平成になってから架設されたというふうなことになるんですが、いずれにしてもその橋の、そのあります橋の地盤の状況とか、それから幅員とか、下が川であったり、道路であったり、鉄道であったりとか、いろいろございますので、これはちょっと状況をきちっと把握して今後耐震化については計画していきたいということでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ちょっと道路、橋については、また後から質問させていただきますけれども、まず公共施設のほうなんですけど、先ほど施設白書ということで今後データベース化するというご発言が総務部長からございました。ということは、現在までは紙ベースでそのデータを保管されていたということなんですけど、紙ベースの場合、問題点はですね、まず公共施設の土地価格とか、建物価格など市の財産ですけれども、これが適切に更新をされているかどうかということ、更新されていない可能性があるということですね。それから、自治体の縦割りの弊害で建築部門、管財部門、営繕部門などでばらばらに管理されている場合があるということが指摘されていますけれども、本市の管理実態は一体どうなっていますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） そういうこともありますので、現在公共施設担当を課長級を置いて、そこに職員をまとめましてですね、そこで統括して今後データベース化を行いまして管理しているということで、ちょうど私どももそういうニーズに応じてですね、やってまいりたいというふうに体制も整備したところでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） その点は、じゃあよろしく願いいたします。

私も素人ながらいろいろ調べた中ではですね、公共マネジメントという視点でその各部門で構築されているデータの中から必要なものだけを抽出するという何か新しい仕組みづくりがあたりで提案されているということなので、ぜひご参考にさせていただきたいと思っております。

それから、この改築ですね。改築とか建てかえなんですけど、基本的には建築後、時間が経過している建物から優先順位が決まっていくと思うんですが、まずお伺いしたいのがですね、五条保育所、ルミナス、老人センター、これらの耐震化はどうなっておりますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいました施設については耐震化が必要な特定の施設というふうにはなっておりませんので行ってないということです。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） もう一度繰り返しますが、保育所も耐震化をしてないということでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） はい、行っておりません。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 五条保育所はですね、公立ですので、やはり多くの保護者も耐震も終わって非常に安心して預けられている方が多いと思うんですが、耐震化されていないという事実を聞かれたら一体どう思われるでしょうか。特にこの五条保育所、昭和46年に建てられておりました、その古さですね、今おっしゃったように耐震化工事が未実施であるということから、これはですね、もうすぐに建てかえるべきではないかと思えますし、また老人センター、ルミナスなども廃止にしない限りはですね、10年以内に大規模改修もしくは建てかえが必要になってくると思えます。9月議会の補正予算に公共施設整備基金で1億5,000万円が計上されまして、現在合計2億7,000万円になったという報告を受けました。しかしですね、毎年2億円ずつ積み立てても、二、三年以内に五条保育所を建てかえれば、この基金残高はかなり減少することが予想されますし、先ほど補助金の活用ということもおっしゃいましたが、その後老人センター、ルミナスなどの建てかえが控えています。そして、それが終了するころには、中央公民館、市役所庁舎の大規模改修の時期がやってくると思えます。特に中央公民館はですね、バリアフリーが徹底されておらず、車椅子だけで大ホールには入れないというような設計上の課題が指摘されています。今のペースで積み立てた場合、借金をしたとしても一般会計に及ぼす影響はかなり大きな額になるんじゃないかと、起債も結局借金ですから、それ返還していきなきゃならないわけですから、そういった大きな額になることが予想されますので、この公共施設整備基金の積立額についてもですね、今、今年は1億5,000万円ぐらいかもしれませんが、もう少し大きな額にしていきなきゃいけないんじゃないかと思えますし、この五条保育所の建てかえについては今具体的な計画はございますか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、五条保育所の耐震の件でございますが、耐震の対象となっていなかったんで行ってないというだけでございまして、決してその建物を見てないということではございません。現実的に、うちも技師がですね、確認をして現状を今把握をいたしております。

す。そして今後それをどのような状況にしていくかということも含めて白書をつくってというふうにご検討しております。

そして、そういう公共施設の改修が必要であるということは私どもも考えておまして、そういうことから平成22年から平成23年における基金の伸び高というのは公共施設の基金が非常に大きく伸ばしております。そういうところからですね、私どもも今後もう必要になってきた時期ということで基金も積み立ててきております。今後でもですね、できるだけこういう基金を積み立て、そしてそれを利用してですね、もちろん補助等も利用いたします。これは全国的な問題でございますので、多分公共施設の再度社会資本の整備ということも出てくるというふうに想定もいたしております。そういうことを利用しながら、もちろんこの現状の保育所ですね、五条保育所の現状はもう十分わかっておりますので、今後の計画、現在はまだ明確にすることはできませんけれども、今後の計画は近いうちにですね、立てたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 近いうちというのは、この白書はじゃあいつごろ完成する予定なんですか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 白書はもう今年度でつくり上げる予定にいたしております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） それでは、白書はでき次第、議会のほうにもご報告をしていただきたいと思っております。

先ほどの橋梁のほうに戻りますけれども、道路台帳というのはあると思うんですが、今建物のほうは今後データベース化していくということだったんですが、この道路台帳、やはり今のところ紙ベースでやはり保管をされているのかというふうに推測しているんですが、建物と同じようにばらばらに管理をされているのではないかなというふうに思います。特に道路の場合はですね、上下水道とも連携をして、上下水道の改修などが行われたときにですね、どこがどのぐらいどういうふうに改装されたのかとか、改築されたのかということについてもですね、お互いに連携しながらやっていって、それをデータベース化しておかないと、1本の道路として見たときにですね、その道路が最初にいつ舗装されて、そしてその後上下水道なども含めていつどこからどこまでどういうふうに改装されたのか、改修されたのかということがかかるように一元化した管理が必要だと思いますが、現在のところはどういうお考え、実情はどうかということと、今後についてはどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 道路台帳につきましては市内、今延長でいいますと約320kmちょいの道路延長あります。紙ベースといたしますか、全てデータ化はしております、幅員とかいろんな形で。それから、言われました占有ですね。電柱、下水道、ガスというふうな、そういう占有類

についても一応全て台帳上といたしますか、データ化はしております。

今後はですね、この紙ベースプラスGISとありますが、地理情報を重ねまして一目で占有物、それから修理の状況等、それからその他交通量等ですね、資料といたしますか、一目でわかるようなことを考えて管理していかなければならないんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） お尋ねの上水道、下水道に関しましても、道路管理者であります建設課と私ども占有をさせていただいておりますので、積極的に協力しながら、ただいま建設部長がご報告しましたようにデジタル化ということでGIS化も連携してやっておりますので、今後効率的な下水道、あるいは上水道の施設管理ができていくものと期待いたしております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） では、再度確認しますが、既に道路については一元化、要するにデータベースによって一元管理されているというふうに考えてよろしいですね。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） はい、そう理解されて結構だと思います。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） それでは、橋梁のほうなんですけど、先ほど昭和時代につくられた対象となる橋が1個しかないという話だったんですけども、それはその橋がたくさんあるものが対象になっているという幾つかの条件があって、その中で未実施なのが1個だという話だったんですけど、例えば朱雀大橋ですね。これが築28年経過していますし、観世大橋はそれよりさらに3年古い橋になっているわけですが、先ほどおっしゃったこの1つというのは、朱雀大橋もしくは観世大橋、どちらかが対象になっているんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） いえ、そうではありません。対象となるのは違う橋でございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ということはですね、先ほどおっしゃったように橋が橋脚がたくさんあるものについては耐震化診断というか、耐震化が必要かどうかという調査自体も行わないということなんでしょうか。それとも調査は行うということですか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） この長寿命化計画で市内の161カ所という橋を全部カード、データ化したということになります。これから先ほど言いましたように1径間、1つのスパンの橋は外すとしても、先にそういう多径間のやつをやると。とはいっても、その1径間のやつにはそこそこの状況がありますので、状況に応じてそれから整理して、耐震化が必要かどうか、必要かどうかというか、それぞれできたときの年代によってその耐震化の基準等も変わっております。

で、その辺の整理をしていきたいということでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 161カ所もありまして、当初優先順位があつて、これとこれは絶対すぐにやらなきゃいけないだろうという、すぐにやらなきゃいけない橋はないというふうな話だったんですが、一応その調査とか、そういったものが完了するというのは、この長寿命化修繕計画の中ではそこまではうたっていないわけですか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 橋梁の長寿命化と耐震というのはちょっと分けて考えるということにちょっとしております。というのも、耐震化はもちろんなんですけど、とりあえずはそういう橋が壊れるというのがですね、そもそもその地震とか以前の問題になりますんで、まずはその長寿命化ということで見えない橋の下とか、見えないところを調査して、そういうとりあえずの修繕といいますか、維持管理ということで、幸いに161カ所調査しましたけど、緊急に何かをやらにゃいかんというのはございませんでした。とはいいまして、もう何年もたつてもうそろそろというのも見受けられます。だから、その辺を整理して今年度今後の修繕をしていく。さらに並行して耐震化も考えていこうということでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 今、くしくも部長おっしゃったようにですね、橋とか、道路の下が一体どうなっているのかというのは、私たち市民には全くわからないわけで、いきなり自分の足元が崩れるという恐ろしさはとても想像ができません。しかし、先ほど言いました今年の5月の連休にうちの前の道路で起こったようなことが、以前もやはり市内でこういったことが起こったというふうに聞いています。タイミングとか場所によってはですね、大事故になりかねません。素人の質問なんですけれども、そのような可能性のある道路というのは事前に何らかの形で例えばひび割れの数とか、下水道が通っているとか、そういったことで可能性が高いなどというふうに見きわめる方法はないのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 道路台帳にしろ、先ほど言いました下水道にしろ、近年の新しいのについては、ここに入れたとか、ここに埋設したとかというのははっきりわかるんですが、これはもう相当古い農業用水であつたりとか、使われていないパイプであつたりとかというのが、台帳上にない、それから農業者の方ももうわからない、それから近所の方もわからないというふうな、その不明な埋設管というのがございます、確かに。あらかじめわからないかというのは、もう症状といいますか、道路上に何らかの穴があいたりとか、クラックが、ひびが入るとか、もうそういうのでないとちょっと予知できないというか、なっております。今、いろんな市民の方からの通報とか、それから郵便局のあの配達の方とも協定を、何らかの異常があればすぐに通報してもらつてすぐに現場を確認、度合いによって緊急な工事というふうなことをやっております。何せどこに入っているかがわからないということでなかなかその把握は難しい

んですが、その都度発見して適切に管理していくというふうなことになるかと思います。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 先ほどおっしゃいましたように、今舗装されている道路の2%、5,080mぐらいが昭和45年ぐらいに舗装されたということで、その下に例えばさっきおっしゃったような管が埋設されていたりとか、そういった場合はもうちょっと台帳には載っていないのでわからないということだと思えますけれども、確かに郵便局の方とですね、そういったお話をされることも重要ですが、やはり市民等にもぜひこれは呼びかけていただいて、やはり道路が抜け落ちるとするのは非常に恐ろしいことだと思いますので、何らかの形でもう少し市民に周知をしていただければいいなというふうに思っています。

ちょっと総務部長にお伺いしたいんですけども、今おっしゃったようにですね、雨が降るとすぐ浸水する道路とか、もう舗装面ががたがたになっている道路なんか、市内各所に市民生活に不安を与え続けている道路があります。道路や橋も公共施設と同じくつくられた時期がやっぱり近いので老朽化する時期というのも一斉にやってきます。道路や橋の改修、耐震化などを行うためには莫大な費用がかかることが予想されます。今回の長寿命化修繕計画をいずれにしても橋脚の部分は待つことになるのかもしれませんが、いずれにしても安い金額ではないことは確実です。したがって、こちらですね、財政計画を立てて、やはりある程度計画的にこのために使える予算というのを確保していく必要があるというふうに思うんですが、今のところそういった基金の積立予算、予定とか、そういったのはあるんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 施設をですね、やはりコンクリート等でできた施設を50年、60年もたせるとかですね、そのような考えで大体進めていく必要があるかなとも思っております。そのためには、大体建築予算そのものがその建物の寿命の間には建築予算と同じだけのやはり維持、補修等が必要になるということも考えております。そういうところから、今おっしゃいますように財源については、ここ数年ずっと懸案として持っておりました。ただ、以前の平成15年の災害により影響が非常に大きかったんですが、今それからの大体資金的な呪縛といいますか、それが脱してきておりますので、ここ数年、一応財政調整資金がもう本当3億円ぐらいだったのが現在20億円を超えてきております。財調に積み立てると、今先ほど言いました公共施設の目的とする基金、これも平成22年から平成23年度に2億円から増えてきておまして、今度もまた1億5,000万円積み立てるというところで、同じようにその用途については同じように私たちも必要であると思っております。ただ、この道路、橋梁、建物、全ての改修ということを見ますと、ちょっと現在幾らということも言えないぐらいの金額が必要でないかというふうに考えておりますので、できるだけその行政改革は引き続き継続して努力しながらですね、基金等の積み立て、その原資となる、起債をするにしても補助金もらうにしても、原資となる一般財源を用意、準備していきたいというふうに考えて、今後とも財政的な努力は続けていきたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 具体的にいうと、それは近い将来から基金を積み立て始めたいというふうに思っておられるというふうに受けとめてよろしいですか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） もう既に公共施設の基金はそういうことから積み立てをどんどん伸ばしてきておりますので、ただ使い始めるとなかなか伸びがとまるということもありますが、そこはですね、有効に基金を積み立て、またそれを使いまして施設と改修も行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 私の文脈からすると、今は公共施設のほうじゃなくて道路、橋梁のほうなんですけど、こちらのほうの基金を近い将来から積み立て始めるというふうに考えていると受けとめてよろしいですか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） はい。この基金をどのように使うかで、道路は使わせない、橋梁は使わせないとか、そういうことは考えておりませんので、市全体の社会インフラとして利用をしてみたいと、そういうことも今おっしゃいました部分も、道路、橋梁も対象としては捉えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 済いません、わかりませんでした。公共施設の整備基金の中に道路、橋梁の予算も入っているということでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） はい、そのように捉えていただいて結構でございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 今、総務部長おっしゃいましたように全国でも公共施設とか道路橋梁のですね、老朽化に合わせて建てかえとか、改修計画、そしてそれに係る財政計画の立案の難しさというのが指摘されています。しかし、ごく近い将来ですね、ごく近い将来に市の財政を圧迫しない、そのためにですね、施設、道路、橋梁の、道路のほうも一元管理をされているということでしたけれども、全てですね、やはりデータベースによって一元管理をして、そしてやはり莫大な予算が必要になることは当然予想されますので、かなり積極的な財政計画を立てていただくことを強く要望いたしまして、1項目めを終わります。

2項目め、お願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 次に、2件目の給食費の公会計化についてご回答申し上げます。

給食事業の会計処理は、学校給食法第11条、経費の負担の区分に基づき、施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は市の一般会計で行っています。

また、食材につきましては、保護者負担であることから、各学校での会計処理により処理を行っているところであります。

食材分の保護者負担をどちらの会計で行うかは自治体の判断となっていることから、福岡教育事務所管内の16自治体全てが各学校での会計処理となっているところでございます。

各学校で処理するメリットとして、学校行事に沿った給食ができること、給食費の徴収が学校長の責任で行われるので、保護者との連絡が密になり徴収しやすいこと、歳出業務がスムーズにでき、食品の調達によりきめ細かくできることであります。

各学校での会計処理であることから、透明性が懸念されないように、毎年各学校の給食諸帳簿の監査を学校教育課で厳正に実施しているところでございます。

今後につきましても、現状の体制で行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 平成10年度、全国の給食滞納額は26億円にも上っています。本市においても、滞納過年度分というのが397万2,741円となっていますが、この滞納については民法上、2年もしくは5年で時効を迎えるようなんですけれども、過年度分のこの約400万円というのは時効を迎えた部分は含まれていないように思いますが、いかがでしょうか。

それから、さらに時効は2年でいいんですか。それとも、5年で設定してあるんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 滞納については、今議員がおっしゃったとおりでございます。民法上の2年という形の短期時効というのがございます。市といたしましても、文書を送付するなり、また保護者を呼んでですね、そういう形の中であくまでも請求すれば時効は消滅しない部分もございと思いますという形の中でですね、一応保護者には電話、手紙、面接という形で行っているところでございます。

また、それぞれ手当と、あと援助費とかいろいろございますので、そういう滞納者におきましては、学校長と保護者がそこの中で話して、その中から差し引くような形で未納の滞納解消に向けて努力しているところでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 濟いませぬ、回答漏れなんですけれども、1つ目は400万円、今までの滞納、過年度滞納分ですね。この400万円は時効が成立した以前の分は入っているのか、入っていないのか、時効が成立していない額だけなんですか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） この平成15年ぐらいから滞納がございまして、この中には時効が成立している部分もあるかと思っておりますので、今後この辺をですね、再度精査いたしまして、正式な部

分での滞納額を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 基本的にはもう時効が成立しているところもあるかと思えます。

400万円というのは、恐らくここ近年の累計額ということになると思うんですが、やはり多いんじゃないかなというふうに思います。経済的な事情とかで実際にお支払いが困難な方もいらっしゃると思うんですが、このかつて給食事業というのは先ほどおっしゃいましたように学校給食法を決められましたけれども、これは昭和33年ぐらいの制定なんですけれども、この学校給食事業が始まったことですね、同じ理念で今の学校給食を捉えるというのは、ちょっともう時代にそぐわなくなっているのではないかなというふうに私は思います。仮にですね、悪質な滞納者がいて、自治体が法的な措置に出たとしても、先ほどおっしゃいましたように督促状を出せばとおっしゃいましたが、督促状を出されるのは恐らく校長先生だと思うんですね。しかし、校長先生は法的な債権者ではありませんので、債権者が明確ではないということをおっしゃる方がもしいらっしゃったとして、その方が指摘された場合は、裁判でも非常にこれは難しいというのが弁護士とか、裁判官の共通した意見になっています。

自治体の取り組みの一つとしてですね、公会計にした上で分担金徴収条例、こういったものを制定してその徴収に当たっているところもあります、実際に。同時に、これは本当に生活が苦しい方ですね。こういった方々に対しては市のほかのさまざまな施策を市の職員が徴収に行ったときに紹介することができるんですね。これは教育委員会の方が行かれても同じことだと思うんですが、学校の先生とかですね、事務員の方が督促に行かれたときにはやはりできない。ほかの市の施策ですね、こういうところでケアができます、こういう部分でやれますよというような紹介が、もし市の職員の方々がそういうふうなことができればそういうメリットはあるのではないかなというふうに思います。

もう一つお伺いしたいのが、今、昨年度の滞納額が約90万円だったんですが、滞納が全くない学校とですね、滞納が多い学校、ここの子どもたちの給食のメニューは全く同じになっていますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 滞納がある学校と滞納のない学校というのはございます。給食のメニューにつきましては毎月献立委員会、それから検討委員会という形の中で栄養士が集まってしまうので、内容については全く一緒です。ただし、そのやはり運動会とかいろいろありますので、時期についてはですね、若干異なる場合がありますけど、年間189回と、内容についてはほぼ学校独自の行事があるときはですね、変わる場合もございます。だけど、全て大体一緒の形の中で年間通して実施しているところです。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 現在、教職員、先生方ですね、多忙化というのが指摘をされているところなんですけれども、滞納の時効を迎えるその間というのは、公的な債権者ではない、つ

まりその事業の責任者ではない校長先生が今督促状を出されていると思いますし、そのこと自体も、そしてその人物の命令でですね、学校の先生方とか、事務員の方々がその取り立てに自分の業務時間を割かれているという実態があるわけなんですけど、これはその事業の本質とですね、それからその組織のあり方としても不自然ではないかなというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） これは文科省の通達が古いんですけど、今のところはですね、学校給食が学校の教育計画の一環として自主的に運営されている、教育活動の一つであるとすれば、教育方法論的にも教育が教師と児童との相互作用であるとの見解により学校給食の実施主体は学校長であると解されるという形の部分がですね、たしか渡邊議員が言われるたしかこの通達は古い部分です。その後ですね、新しい通達というのを見ましたんですけど、なかなかない現状がございますので、今のところはこの解釈で進めているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） おっしゃったように、恐らくそれは学校給食法が定められた昭和33年、ちょっと後ぐらいに出された文科省の通達だと思います。既にもう半世紀たっているわけですから、その先ほど申し上げたように給食事業そのものの考え方がもう物すごく変わってきていると思うんですね。太宰府市では、先ほどおっしゃったように起こっていないようですが、学校ごとにその給食のメニューが若干デザートがついてなかったとかですね、そういったメニューの差が出てきたりした自治体もあるようですし、また他市で事務員とか校長がですね、給食費を持ち逃げしたという事件も以前報道されました。給食事業の主体というのはやっぱり市だと思うんですね。しかも、これ先ほど壇上で申し上げたように2億円近い市の事業であることには間違いのないわけで、私たち議会としてもですね、これは公会計として議会できちんとその会計の流れを確認する必要があると思うんですね。今、学校教育課でやってあるということなんですが、私会計ですからもう私たち議会は見ることができませんので、やはり公会計としてきちんと私たちにも流れを見せていただきたいと思っていますし、福岡市ではもう既にこれを実施されております。本市におきましても、周りの市町村との兼ね合いもあるかもしれませんが、ぜひこれは広域でですね、もう一度学校給食とは何かというところからですね、きちんと話をして、再度検討していただくように強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

8番原田久美子議員の一般質問を許可します。

8番原田久美子議員。

〔8番 原田久美子議員 登壇〕

○8番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております1件、4項目、防災対策について質問いたします。

平成24年7月11日から九州北部を中心に発生した記録的な大雨により福岡県内においても甚大な被害が発生いたしました。

私は、7月16日から23日にかけて久留米市城島町に土砂撤去作業のボランティアに行っていました。浸水した家屋の畳は日々時間がたつにつれて腐敗し、床下に入った土砂はカビが発生して、ガスが出るような状況の中、その家の老夫婦は廊下で生活をされていました。老夫婦は、自分たちでは何もできない、誰に助けを求めているのかもわからない、書籍、写真など、これはどうしますかと聞いても、要らないとつぶやかれました。泥で汚れたものを一つ一つ拭きながら箱に詰め、話を聞きながら作業してまいりました。弱者支援や平常時の災害対策の重要性を再確認しました。

また、市営住宅も同じように床上浸水しており、水につかった家具、本などを運び出して土砂の撤去をしなければなりません、ここで畳を撤去する際に問題が発生いたしました。畳は市の持ち物ですから、勝手にボランティアが畳を運び出し撤去をすることができず、市の許可を必要とするため、時間がかかってしまいました。

災害の減災、予防は、常に防災計画、救助計画を見直すと同時に、災害が起きてからではなく、日ごろからの危機管理、防災対策も必要であると思います。

そこで、災害対策について質問させていただきます。

1項目めは、平成22年7月の大雨被害の報告では市内道路の冠水被害は34カ所と報告を受けました。そして、今後の対策として芝原雨水幹線整備の五条西地域においては平成23年度に実施設計を行うとのことでしたが、その後どのように事業が進められ、どのように改善されたのか、お聞かせください。

2項目めは、8月11日にも八女市星野村に土砂災害撤去作業のボランティアに行き、被災された方々に自分にできる限り応援、活動をしてまいりました。現地の状況に心が痛み、改めて災害の恐ろしさを身をもって知りました。地元の人話を聞くと、今回と同様な大雨が60年前にもあったそうです。そのときは土砂災害はなく、今回、土砂災害は山の崩落が起きた原因として、山が弱っている、森林の間伐がされていないため、日が当たらなくなったことで栄養不足となり、根が張れずに保水力が落ち、山崩れになっているとのことでした。いかに日ごろから森林の管理や整備が必要であるか思い知らされました。

太宰府の森林はどうでしょうか。森林は雨水を蓄えたり、土砂災害を防止したりする機能を持っています。森林環境税を活用した森林づくりの事業の実績、また森林の整備として30度以上ある急傾斜地、雨や地震などの影響で崩れ落ちる可能性のある箇所や土砂災害の危険箇所の対策についてお聞かせください。

3項目めは、火災時の消火活動に欠かせない防火水槽についてです。

火災が発生しましたら、初期消火はもちろん通報により消防署、消防団が現場に駆けつけ、消火をすることになります。消火に欠かせないのが水であり、人であり、機械です。

その際、水を供給するのが消火栓、防火水槽ですが、市内の消火栓、防火水槽は万全に設置

してあるのか、お尋ねいたします。

4項目めは、防災無線の設置場所と設置台数、また今後の防災無線の増設についてお尋ねいたします。

以上、1件、4項目についてお伺いいたします。

再質問は議員発言席でさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 災害対策についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの芝原雨水幹線、五条西地区の実施計画浸水対策についてどのように進められ、どのように改善されたのかについてですけれども、お尋ねの芝原雨水幹線は太宰府排水区内を五条西築を起点としまして、榎、榎寺地域を經由し、芝原地域を終点に県営鷲田川に排水する幹線で、五条西地域においては平成9年度から平成10年度に朱雀一丁目の西鉄太宰府線二日市5号踏切、及び踏切上流並びに下流の雨水管、工事長267m、当時の事業費におきまして7,700万円で整備いたしております。

その後、平成15年7月に太宰府市にも甚大な被害をもたらしました九州豪雨災害が発生し、雨水幹線施設整備方針を見直しまして、芝原雨水幹線への雨水流入を抑制するため、平成17年度及び平成18年度2カ年度に先ほどの5号踏切下流から県営御笠川のほうに放流するバイパス管、工事長316m、工事費1億3,800万円の築造整備を行い、西鉄太宰府線二日市5号踏切直下の横断管整備を平成23年度、お尋ねのように実施設計の予定で進めておりましたけれども、西日本鉄道株式会社との協議の結果、実施設計を平成25年度に行い、平成26年度から工事予定で現在進めておるところでございます。

さらには、五条西地域への雨水流入抑制のために上流部にあります五条雨水幹線についても、平成19年度から平成21年度3カ年度におきまして、工事長180.5m、工事費1億2,300万円の整備を行ってきております。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 次に、2項目めの森林環境税を活用した事業の実績等についてご回答いたします。

福岡県の森林面積は約22万2,000haございまして、そのうちの3分の2が人工林で占めております。健全な森林に育てるためには、人の手で定期的な手入れを行う必要がございます。林業の低迷から長期間手入れがなされていない荒廃した森林が今日増えておるのが現状でございます。このまま放置すると、森林の公益的機能が低下し、洪水や濁水、土砂災害が発生する可能性が高まるなど、私たちの安全・安心な生活に大きな影響を及ぼすおそれがございます。

このため、福岡県が平成18年12月に福岡県森林環境税条例を制定いたしました。平成20年度から森林環境税による荒廃した森林の再生と県民参加の森林づくりの事業に取り組んでおります。

森林環境税による福岡県荒廃森林再生事業は、民有人工林の間伐、枝落としなどが対象とな

っており、太宰府市におきましても平成20年度から行っております。太宰府市内には、ヒノキ、杉などの民有人工林が約367haございます。調査をした上で間伐する山林を特定いたしまして、平成23年度までの事業の実績といたしましては大佐野ダム上流の緑地保護地区の民有林、約26.7haの間伐整備を行っております。

平成24年度は、大佐野地区、内山地区の約12haの間伐整備と北谷地区の約40haの調査を予定しております。

危険箇所の調査等につきましては、毎年梅雨前に関係課から提出された危険箇所調査表に基づきまして、自衛隊、消防本部、消防団、市と合同で現地確認を行っております。現地確認後におきましては、参加者全員で梅雨どきの大雨の際などに必要と判断される対応を協議しております。平成24年度は、市内14カ所を点検いたしまして、大雨時には現地迂回を行うようにいたしております。

次に、3項目めの消火栓、防火水槽の設置状況についてご回答いたします。

市内には、防火水槽264基、消火栓690基がございます。市街地におきましては、上水道布設によりまして消火栓が設置されております。山間部につきましては防火水槽設置の必要性を感じているところもございますので、本年度、北谷区宝満宮地内と村中道線路線内に防火水槽を設置するよう計画いたしております。9月議会の補正予算案に上程をさせていただいておるところでございます。

次に、4項目めの防災無線についてご回答いたします。

防災無線、太宰府市ではコミュニティ無線と呼んでおりますけれども、44自治会の公民館、共同利用施設のほかに市内各所、現在74カ所の子局を設置いたしております。毎年計画的に整備は進めております。増設につきまして計画整備を進めております。本年度は、水城ヶ丘、吉松、連歌屋の地区との協議が調いまして、設置の準備に入っておるところでございます。

今後におきましても、緊急性の高いところから順に計画的に整備を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 1項目めの再質問からさせていただきます。

五条西地域につきましては、平成22年度の定例会の議事録をちょっと見ましたけれども、平成23年までに実施計画を行うと。今先ほど、その計画も遅れるんですか。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 先ほどご答弁申し上げましたように、西日本鉄道株式会社との踏切改良の関係がございますので、協議の結果、平成25年度に実施設計を行うということになっております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ということは、そのときに言われました平成23年までに実施計画を行うということが今西日本鉄道の協議に踏切で延期、2年後になったということになりますと、それから工事を奥園、秋山地域の工事を着手するというところで理解をしいいんですか。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 先ほどもご答弁をいたしましたように、この芝原雨水幹線の五条西地域の改良につきましては、平成17年度、平成18年度に先ほどの5号踏切の上流、下流の改修は行っておまして、踏切の直下の管の改修が必要でありました。その部分については、先ほど言いましたように西日本鉄道株式会社のその工事に当たっての実設計というよりも設計協議ですね。その部分だけが残っておりますので、その協議をしたいということ、それで協議しましたところ、いろいろな経過の中で平成25年度に設計協議をしたいということになりましたので、そのように進めているということでございます。この芝原雨水幹線の五条西地域については、先ほどから申していますように改良を重ねてきて、この部分が今残っているということで、平成15年の災害の後に雨水幹線施設整備方針を見直したということでご答弁申し上げました。いわゆる施設の改修水準を引き上げて見直した結果、踏切直下もやる必要があるということになっております。整備をそれから始まるということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ではですね、その平成22年度の定例会のときに五条雨水幹線整備は平成21年で一通り終わりましたとはっきり言われていますけれども、どういうふうな意味をされているんですか、ちょっとわかりません。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 平成22年の9月定例議会において原田議員の浸水対策についてのご質問で浸水対策はどうなっているのかということで、当時の宮原上下水道部長が浸水被害の今後の対策について、下水道事業で実施しております雨水幹線等の整備に関してご回答申し上げますということでご答弁差し上げた部分だろうと思っております。それで、その間整備をずっとしておまして、先ほどから申していますように平成15年の災害で降水強度の確率年を5年でしているところについて総合計画にも掲げておりますけれども、浸水被害があったところを重点的に改修をやるということ、この五条西地域についても先ほど申しましたように芝原雨水幹線の始点になりますので、そこに入ってくる雨量をですね、できるだけ御笠川のほうに流して改修をしようという工事をですね、やってきたということです。5年確率でいけばですね、改

修をする必要はないんですけども、踏切の下もですね。施設整備の水準を上げたので、より改善をしようということになりますので、管渠の断面が広げなくちゃいけないということです。その分が残っている部分を西鉄さんとの協議の中で平成23年度ということで協議をしておりますけども、平成25年度に設計協議を受けさせてくださいということになりましたので、その部分だけが終わっているということになります。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 設定協議が終わりましたらどれぐらいに解消するまでに年数的にはどれぐらいかかる予定でございますか。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 工事期間ですか。

（8番原田久美子議員「はい」と呼ぶ）

○上下水道部長（三笠哲生） 平成26年度から着工予定にいたしておりますて、実施設計では設計の中でどのような協議になるかがまだ結論が出ていませんけれども、基本的には財政計画の中では1年度で財源確保し、その関係の水路についても改修する必要がありますのでですね、つなぐために広がりますからつなぐ必要がありますので、平成26年、平成27年、2年度については予定をいたしております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ちょっと具体的に質問をさせていただきます。前回私もこの五条のですね、富田耳鼻科のあの安武ビルとの間の道路の冠水について、ちょっと例えばですね、そこをちょっと聞きたいんですけども、この冠水している道路というのはですね、まだほかにも冠水しているところがそのときは34カ所とありましたけれども、先ほど答弁では14カ所の冠水はなくなったという説明だったですよ。十何カ所、14カ所は。濟いませぬ、もう一度14カ所のあれを教えてください。さっき14カ所冠水の被害できたと言われましたが。ちょっと濟いませぬ。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 今の原田議員のご質問がよくわかりませんが、私14カ所冠水したというような発言は今してなかったと思いますけども。

（8番原田久美子議員「濟いませぬ、質問をちょっとやり直します」と呼ぶ）

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 34カ所の冠水状況を教えてください、整備状況。34カ所のそのときの34カ所の冠水、道路冠水についての現状を教えてください。2年後、今どうなっているのか、冠水はまだあっているのか、道路を工事されたのか、教えてください。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 平成22年ですか、その当時の降雨によって冠水したというのが、そのときのその時点での降雨の時点で何カ所あったという報告、災害といいますか、あったという報告であります。これはそのときそのときの雨の降り方とか、それから周りの地形の変化とかいろいろなことがございます。イコールいつもかつもそこが32カ所が、もう常にその32カ所は32カ所が年々行くというわけでもございませんので、その当時は32カ所ありました。今現在でもないとは言いません、あります。ただ、その順次改修といいますか、いろんな原因がありますんで、そのところ、その場所その場所の状況によって改修は進めております。先ほど五条雨水幹線とか、芝原雨水幹線とかという話ありますけど、そういうもろもろの幹線につなぐ、もろもろの近隣の排水についてはその都度大小はありますけどやっておるんですが、雨の降り方、それから言いましたように見直したということで係数が変わったりすると、それまでよくても計算上ですね。計算上はそれまでよくてもちょっと断面が不足するというふうな場合もございません。計算上は、このぐらいの雨ではもつと排水でキープということになっても、実際は何らかの原因でそこが冠水するというのもございます。それは、いろんな複雑な要因がございますんで、年々ですけど、毎年毎年できることをやって冠水を解消していくというふうな形に今現在進めておるところでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それではですね、毎回大雨等で冠水する道路がその部分でございまして、その道路は危険道路と判断してよろしいんですかね。冠水する道路をどのように考えですか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 冠水もですね、極端な話、足首ぐらいまでのやつから、車は通行できるけど行けないとか、それから短時間ざっと上がってさっと引くと、もう本当短時間、10分もないぐらいのところもございます。一概に危険とかというわけじゃないですけど、降雨の状況を見てですね、そのときの降雨の状況を見て職員が現場に出まして、通行どめ等の措置はその都度行っております。ただ、どうしてもですね、もうこの近年の本当市役所は降っていなくて高雄は降っているとかですね、ポイント的なもんもあります。それから、量ももう本当極端にどっと降るというようなこともありますんで、なかなかそのゲリラ豪雨というんですか、なかなかその把握といいますか、できないというのがある。ただ、あの辺といいますか、場所はここは冠水する、ある程度降ったら冠水するというのは既に承知しておりますので、そのときの注意報とか、警報とか、降雨の状況によってパトロールといいますか、出ておりますんで、一概にどこが危険だとかというんじゃないんで、危険は危険であつたらすぐ通行どめの措置はするという形はとっております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今の部長のお答えはよくわかるんですけども、その部分がこの前も7月の豪雨のときにも冠水いたしました。もう大雨のときにいつも冠水する道路については、この平成22年度の定例会では、一応調査をさせていただきますというお答えをいただいております。その調査は、それも後でちょっと言いますけれども、その件はちょっと後で言いますけれども、結局冠水する原因はですね、あの周辺の地盤よりも道路が下がっているから道路に水がたまって冠水するのであるのです、私が考えることは結局道路を高くすれば冠水がなくなるんじゃないかと。その現場を見ていただくと、西鉄ストアのほうからの道ですね。安武ビルと富田耳鼻科の間の道から住宅があるところに1つ側溝があります。その側溝の水も増えて、その富田耳鼻科の横の用水路も氾濫して冠水になるので、そこを高くするだけでいいと思いますけれども、道路を上げることはできないんですか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 場所によってはですね、そういうこともある。ただ、現状の地形というのはですね、非常に重要で、水路といいますか、長年その地形で流れとる水の方を変えたりとか、いろんなことをするというのは、例えばですけど道路を上げると民家のほうに流れていくとかですね、それは単純には言えませんが、いろんな状況があると思いますけど、その辺部分的な浸水といいますか、冠水であればこうやればできるというふうなのがあります。ただ、緩衝していないところは現にあるんですけど、その原因はその道路の高さとかというんじゃないで、やっぱりその断面といいますか、流れる水のその断面が足らん、不足しているところと、この上下水の計画で雨水計画といって市内全域を計画しております。今ある水路の断面積で川まで行く、この辺は足らないからというて、その区間区間でやっぱりその改修をしているわけなんです。ただ、言いますように、その雨についても複雑な計算があって、そのときはよくてもこうやって係数を変えるとまた足らんようになるというふうな形がありますんで、そのときそのときにどうせするんやったら大きな管を入れとけばというようなこともあるんですけど、やっぱり補助とかいろんな関係がありまして制限をかけられております。雨水というのは定量的に何ぼって、もう最大でも何ぼしか出ないというふうなことがわかればそりゃいいんですけど、いかんせんもうここ何十年ととってもだんだん降る量が変わってきておりますし、自然現象といえればそれまでなんですけど、やっぱりその改修するにも限度がございます。そのときに考えられる10年に一回の雨だったら大丈夫だろうと、もうそれ以上のやつが降ったら、もう言葉はちょっと悪いですけどもう冠水するのは当たり前という中で、そのぐらいでいかんと、ただもうイタチのですね、繰り返しその断面を大きくしていてもだんだんだんだん大きくしていけばもう人が通るところなくなってしまうと、極端に言えばそんなこともありますんで、雨についてはいろんな要因があって、やっぱり冠水するというのは現実です。いろんな条件でですね。ただ、それをいかに解消していくか、一定量ですね。一定量の雨の以下ではしないようにというのを努力していくというふうな形になろうかと思っております。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 今、お尋ねのところの道路については、今建設部長がお答えしたとおりです。

お尋ねの場所につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように五条雨水幹線ということになっております。これは今お尋ねのようにいろいろ冠水したりですね、浸水したりするというところでいろんな課題が、もう長年の経過です。それで、記録を見ますとですね、平成6年ごろからこの間取り組んでおりまして、まず五条台の雨水調整池ですね。今、五条台の夏祭りとか使っていただいていますまほろば号の回転広場にしているところですが、あそこに調整池を整備をしまして、それから銚ノ浦調整池、一番この五条雨水幹線の最上流部ですが、その調整池の整備もいたしております。そのことによりまして、上流側の東側か五条台地区の雨水が一举に下流に流出しないようにするとともにですね、この付近の雨水が河川にスムーズに流れるようにバイパス管の布設工事が必要ということで、当時の寿屋で今の西鉄ストアさんですかね、その下流部分をですね、今既存施設で3面の水路が大きな水路が見えていますよね。あれと同じ規模くらいのやつがですね、あの側道の道路の中に地下に埋設しています。その工事です、先ほど当初に答弁しました平成19年度から平成21年度に180.5m、工事費1億2,300万円整備を行ってきたという事業をしております。ただ、平成22年、平成23年、今年幸いにも、かなり水位は上がりましたが、今年ですね。冠水する状況までなかったという現状もございますので、先ほど降雨があった場合は職員もその都度現地に赴いて冠水状況も確認しながら、溢水した場合については通行どめをしたりとかですね、今年もやっておりますけれどもそういうふうにしております。

そういう整備をした結果ですね、雨の降り方がゲリラ豪雨というような表現がされるようなですね、集中豪雨が局所的にあります。太宰府全体に降るとかじゃなくて筑紫郡内に降るとかじゃなくて、もう太宰府の高雄は降っているけども、こっちの市役所のほうは降ってないような状況がございます。そういうことをですね、勘案しながらこの雨水整備についてはですね、地形とかですね、そういう環境とか、そういうものも総合的に判断しながら整備を進めているところでございます。どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今のお答えはですね、そのときにもお答えされ、平成15年のときにも基本設計を行っているということは議事録のほうを見させていただきました。それでも、現在に至って冠水している道路については、やはり調査をしていただいて、もう工事を待っていても住民の方、そこを走る車、冠水した車が、その今先ほど部長が言われましたようにゲリラ豪雨になると、急に雨が水かさが増えるわけですよ。そうすると、どういうふうになるかというのは車に乗ってあるからわかると思いますけど、エンジンに結局水がつかると、もう車は動かなくなるわけです。そのときに窓を閉めていたら、今度出ていかにやいかんわけです。もう今は自動ですからもう窓もあかなくなります。そういったことも考えるとですね、今現在そういうふうな整備も行っている、基本整備も行っていると言われてはいますが、実際に冠水して



いる道路についてはやはり調査をして、できる範囲で行政ができる範囲、あそこの土地をちょっと上げたりできるのであれば、そういうふうな調査もしていただきたいということをお願いしているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） そのような基本調査はですね、平成13年、平成14年、平成15年にかけて基本調査を行って、先ほど言いました雨水施設整備の水準を上げるということ、これは浸水被害地を中心的に対策をやるということで行っております。先ほど建設部長もお答えしましたように、この整備計画をやる時にですね、降雨強度をどうするのか、確率面をどうするのかというのが重要なまず計算の基点になります。それで雨水施設整備計画に当たりましてはですね、計画雨水の流出量を算定しまして、雨水の流速が許容範囲内にかつ施工可能な土かぶり大きくしようとしても管が埋まらなければ施工できません。そういうことも勘案しながらですね、確率面の設定についてはですね、その降水に対する浸水被害の軽減度合いとですね、この雨水排除施設に係る事業費との経済効果面から判断しまして、5年確率の大雨に対する安全の確保を今回図ってきております。先ほどから答弁していますように施設整備の水準を上げるために10年確率で見直してやっているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） その道路のですね、雨水管の大きさは何cmですか。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） ちょうど鹿子生のところの道路に上がるところの断面で、今言われているのはその五条雨水幹線の富田耳鼻科とかあるところのあのところですね。

（8番原田久美子議員「はい、そうです」と呼ぶ）

○上下水道部長（三笠哲生） 1,600mmから1,000mmとかですね、1,200mmから1,000mmの雨水になります。ただ、これ前回か前々回のときも同じ質問がこの間も議員からあったときに建設部長が答えていましたように、雨水の水路内、農業用水路の側溝とかいろいろ入っていますので、雨水幹線の整備としましてはですね、ここは許容断面を持っておるということになっております。

以上です。だから、新たに整備をする断面ではないということです。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 結局、そのもう市としてはそういうふうな事業計画とか、そういうふうなことができないと、その工事については冠水についてはちょっともうできないということで私はもう判断させていただきます。結局ですね、住宅や道路に水が流れないようにするためにはどうしたらいいかということをおは今市のほうにお願いしているわけですけれども、土のうをですね、もう水が流れてこないようにあの辺に土のう対策をすとか、ガードレールをコンクリートの壁に用水路からこっちに入らないようにすとか、そういうふうなことは考えられますか。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） 単純にあの場所だけをとっているような策をとっている形ですけど、やっぱり先ほどから申しますように雨というやつは自然現象で降ってまいります。降ったやつがその地区の側溝なりを通り、小さな水路に入り、中くらいの水路に入って、幹線に入って川まで行くというような形になります。冠水ということは、その地区、その付近のブロックですか、その付近が排水できていない。その原因は何かというと、そのただ単にそのブロックだけが原因じゃなくて、その下流である一定流れると限界があって、そこで耐水というかね、水が少しすると。その水位差がずっと上流に上ってだんだん水位が上がって冠水するというふうな形になります。だから、その場面については別にその断面も、それから流量についてもオーケーでも、その下流ができていないといいますか、少ないと、流管能力がないというふうな形になりますので、その解消のために先ほど言いましたように幹線でバイパスつくったりはしてるんですけど、係数変えたおかげで断面が不足すると。一部分、再整備といいますか、拡大、断面を拡大する。それが済むと、結局スムーズに排水できますので、上の排水冠水も解消すると。だから、水の流れですからだんだん上から下に流れていきますので、やっぱり上だけ改修しても下が改修できなかつたら結局何をやっても上に上がってくると、水位が上がってくるといふようなことになりますので、まどろっこしいかもわかりませんが、下流から順次やっていくというふうなことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 結局、もしも事故等があった場合に、今後ですね、事故等があった場合にその工事が土のうの設置とか、そういうふうなこともそこだけにはできないということを言われているようですけども、やはりもういつも冠水している道路については土のうを設置するとか、そういうふうなことはやはりしてほしいと思っております。そうでないと、やはり安全で安心した道路ではないと思えます。そういうふうな道路があるということで理解をいただいて、1項目めは終わります。

2項目でございますけれども、これは森林環境税につきましては県の事業でありますので、森林整備、造成、荒廃森林の公的取得など、荒廃した森林の再生をお願いしたいと思います。また、県民参加の活動広報の事業としてみずから企画立案をされて森林づくり活動を太宰府市でも大いに募集していただいて、今後とも活動の一部を助成されますようにぜひお願いしたいと思います。

この次にですね、森林整備としてですね、市内の森林調査、点検とかというのはされていまずでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 森林環境税は先ほど申しましたように個人所有の荒廃した森林に対して助成、間伐とか整備をしていきます。それ以外の市が持っている山林につきまして

は、例えば史跡地であったりがございますけれども、点検をしながら崩れたところについては補修をしながら見回り点検は行っております。

それと別にですね、治山ということで治山ダムとかというのも県の補助をもらいながら入れたりしております。

それと、もう一つ、砂防ダムというのもありますけれども、これはそもそも土石流を防ぐためのダム、大きなダムですけれども、そういうふうな補助金を活用しながら土砂崩れを防止するための対策等も行っておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ちょっと1カ所、私のほうで心配なところがございまして、事前に通告しておりました分なんですけど、アルカディア西の付近の森林についてでございますが、ここは竹林が覆い茂ってですね、荒れ放題な場所でございます。そして、その下にも民家があつてですね、その崩れ落ちるのではないかと私は懸念しております。その場所につきまして急傾斜地に値するのかどうかちょっと教えてください。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） おおむねの場所はお聞きしておりました。調べますとですね、菅谷団地からアルカディアのところの斜面ですね、そこに竹林があるということです。結論から申しますと、ここは森林区域ではありませんし、急傾斜地でもありませんし、まして竹林でございますので人工林ではございません。だから、それとまた個人有地でございますので、市がどうのこうのというのはできませんから個人の管理でそこら辺の防止はしていただきたいというふうには考えております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私の調べではそこは市の森林と伺っているんですけど、違うということですね。その上に空き家が2軒ございました。その空き家の2軒のところから真っすぐ行ったところはもう市の道路でとまっていたんです。そこも市の土地ではないということですね。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 細かいところまで行きますと場所が地図を見ながらでないとうわかりませんが、少なくともこの辺だろうということで調べた限りではですね、道路ののり面でもないようですし、どうも個人の所有地ではないかというふうに思われます、議員さんが言っているところと多少ずれがあるのかもしれませんが。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そのところはですね、ちょっと私も土砂、竹林が覆い茂ってですね、市の道路が途中でとまって、竹林が物すごく覆い茂っているのがアルカディアの西側のほうの山だったので、ちょっと心配だったので、また今後ですね、また調べていただいて、間伐しなければいけないのであれば間伐しとったほうがいいのかないかなと思いたしたので、ち

よつとお願いします。

そして、広報紙「だざいふ」のですね、2012年度の9月1日号の防災だよりでその1として防災官が書かれておられたとおりですね、災害は防災は見えないということを見ようとする力ということで、これに対してはやはり具体的な防災対策しかないと思います。災害をですね、未然に防ぐということは、やはりそういった森林の整備であったりとか、危険箇所、住民のほうからここは危ないんじゃないかとか、いつもここ土砂崩れしているよとか、そういったところにつきましてはですね、行かれているということはわかっています。もうすぐ電話があったら行政もすぐに現場を調査されているということはわかっていますけれども、一応こういうふうな住民の声も伺っておりますので、もう一度調べていただいて、森林のですね、点検がやっぱり一番重要じゃないかと思います。あつてからでは遅いと思いますので、今後とも引き続き管理、整備についてはお願いしたいと思います。

3項目めの防災水槽の件につきましてですけれども、設置基準というのはどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 設置基準といいますのは、防火水槽の設置基準でよろしいでしょうか。

（8番原田久美子議員「はい、そうです」と呼ぶ）

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 濟いませんでした。市街地にあつてはおおむね140mエリアに1カ所というふうな、大まかな基準がございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そしたら、その防火水槽の給水能力というのはどれぐらいあるんですかね。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 申しわけございません。1分間に4tの能力です。濟いせん。1分間に1tの能力が基準になっております。

（8番原田久美子議員「もう一度お願いします」と呼ぶ）

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 1分1t。

（8番原田久美子議員「1t」と呼ぶ）

○地域づくり担当部長（今泉憲治） はい。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私、またいつも気になっている場所がございます、内山地区、世帯は少ないんですけれども、土地の広さが物すごく広いと思います。今、部長がおっしゃいましたように防火水槽の基準としましては140mと。やはりあそこは内山の公民館のところ1カ所しかございません。あそこでも何回か大火事があっております。私がこの質問を前したときにも、隣の川で防火水槽の役割をしますと言われましたけれども、川の水がいつも流れている

わけではございませんので、できればそういうふうな山手の地域につきましては防火水槽の設置をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 市街地におきましては、おおむね水道管が布設しておりますので、おおむね大丈夫だというふうに考えております。おっしゃいましたように山間部ですね。水道が布設されていない山間部についてはやや弱い面があるというのは承知しております。北谷については今回補正予算で計上させていただいております。

今、おっしゃいました内山地区についてはですね、常時水が流れておりまして、何かありましたら自然水流ということで土のうをついてその水からするというふうな基本的な考えは持っております。それ以外のところについても、ため池、それから自然水流を活用するというふうなところで基本的には考えておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それとですね、もう4項目めも行きたいんですけども、もう防災無線なんですけれども、先ほど部長が言われましたように自治協議会に44カ所、それとほか全部で74カ所ありますということなんですけれども、例えばですね、通古賀地区みたいに世帯数が物すごく一番太宰府市でも平成23年度の世帯主の人数が2,798世帯あります。世帯数と広さは関係ないかもしれませんが、やはり2,798世帯の人がこの防災無線が聞こえるかどうかということなんですけれども、この通古賀地区におきましては、宰府という一丁目、二丁目の分がこの通古賀に入っているのかどうか、もう一度確認したいんですけど。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 宰府でございますよね。

（8番原田久美子議員「はい」と呼ぶ）

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 新たにできたエリアでございますけれども、かなり広いところがございます。それで今回、今協議しております吉松というのがですね、宰府一番向こう側の川の縁でございます。だから、宰府の西側というんですかね。大野城市側の弱いところについてはそれでカバーしたいというふうに考えております。

それと、それ以外につきましては、その周りの通古賀とかに立っておりますコミュニティ無線である程度カバーできるのではないかとというふうに考えております。ただ、コミュニティ無線も全域カバーする、図面に落としてもやっぱり少し空白地帯がございます。それを全部整備するとなるとかなりの量になります。私どもが今考えておりますコミュニティ無線の増設計画は川のそばであるとか、山間部ですね。もし何かあったときに危ないというふうなところを優先的につけていきたいと。それが、一定終わりましたらそのすき間のところを優先的にしていきたいというふうな考えは持っております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ぜひ今部長がおっしゃいましたように山間部が聞こえない地域があり

ましたらつけて、防災無線というのをお願いしたいと思います。防災無線も局地的に大雨と台風、窓を閉めているので聞こえにくいとか聞こえないとかという声がありますけれども、私は忘れていけないこととして東日本大震災から1年半が過ぎたところでございますけれども、防災無線で東日本大震災で宮城県南三陸町防災対策庁舎で遠藤未希さんが防災無線で最後まで呼び続けてくれたおかげでたくさんの命が助かりました。現在、この庁舎をどうするか、残すべきか、残さないべきかということで議論はあっているところでございますけれども、私が聞いたところによりますと、小学校3年生の女の子が言っていた言葉なんですけれども、遠藤未希さんはすばらしい人だと思うと。私も大きくなって人を助けられる人になります、そういった子どもさんの声が防災無線によって子どもに受け付けられたということは私は本当に防災無線のありがたさがわかりました。そういうふうな防災無線があったおかげでこんなになったんだよ、遠藤未希さんがこんな勇気があったんだよということを後世につなげていくのが、今私たちが何も今被害がないけれども、被害があったときのこの恐ろしさはもう教訓でわかりますので、この防災無線のありがたさを私は必要性とっております。

最後になりますけれども、市長にお伺いいたします。市長が市民の生活の安全のために防災無線を平成19年から運用を開始され、毎年の施政方針での説明がっております。今後の災害対策の方針について決意をこの防災無線について、平成24年度の施政方針には書いてございませんでしたけれども、もう一度市長からこの防災無線に対して方針をちょっとお聞かせ願えたらと思っております。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私はまちづくりの基本の一つの中に、災害に強いまちづくりをしようと、3・11以降、そういうふうな決意をし、全体の施策の中に生かしておるところでございます。その一つの中に、やはり不幸にして災害が起きた場合については、いかに市民の皆様方に早く情報を知らせるかということ、自助、共助、公助の組み合わせによって市民の安全・安心のまちづくりのために行っていきたい、その一つとして今防災無線、コミュニティ無線を配置しておるところです。これは、平成15年7月19日の苦い経験則から、県下では早かったと思いません。全て県のほうの補助をもらいながら整備したというふうなことでございます。このことについて一遍ではネットワーク化できませんので、市民の皆さん方の聞こえにくいところ等の声を聞きながら順次整備をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今後とも防災対策につきましても、もう日ごろから行政のほうで頑張っている、もう本当に対策等頑張っているということはもう私も重々わかっておりますので、今後ともよろしくお願ひしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

6番長谷川公成議員。

〔6番 長谷川公成議員 登壇〕

○6番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問いたします。

1件目は、健やかでやすらぎのある福祉のまちづくりについてです。

本市の高齢化率も年々上昇し、高齢化率20%を超える地域もかなり増えてきました。現在、我が国の女性の平均寿命は世界一ではありますが、全体を見てみると寝たきりの高齢者の方々の年齢も加わっていますので、決して健康寿命は高くないと思われれます。この健康寿命とは、介護を受けたり、病気で寝たきりにならず、自立して健康に生活できる期間のことで、2012年6月1日に厚生労働省から発表された数字は、2010年で男性70.42歳、女性73.62歳でした。これに対し、同年、平均寿命は男性79.55歳、女性86.3歳、つまり男性は9年余り、女性は約13年間、健康でなくても生かされていることがわかりました。

厚生労働省では、2022年度の平均寿命を男性81.15歳、女性87.87歳と推計し、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を目標に掲げています。

平均寿命の延び以上に健康寿命が延びるということは健康に生活できる期間が延びるということで、それによって医療費や介護費の軽減が期待でき、ひいては地域の活性化や安全・安心のまちづくりにも貢献できるのではないのでしょうか。

ここで、2項目質問させていただきます。

1項目めは、現在、本市における健康、体力づくりに対応するための取り組みと今後の取り組みについて伺います。

2項目めに、中高齢者にスポーツを推進していくため、健康推進員やスポーツ推進委員等による合同研修の実施や情報交換の場が必要と考えますが、所見を伺います。

2件目は、本年6月議会の一般質問の答弁についてです。

私はその中で学童保育について質問をさせていただきました。そのときの教育部長の答弁と8月7日の議員協議会で受けた説明とは全く異なる内容となっています。議員協議会での説明では2年ほど前から学童保育の運営方法の改善協議がなされ、導入時期については平成25年4月以降の実施を目標にしているという内容の説明を受けました。私は驚きました。6月議会の一般質問の際、私は今後教育部のほうで新しい方針を検討されるなどの予定はありますかという質問をしましたが、これに対し教育部長は条例に基づいて業務は執行している状況でござ

いますと答弁されました。まるで答弁になっていません。なぜ非公開の議員協議会では詳細に説明をされ、なぜ一般質問という公の場で答弁をされなかったのか、納得のいく答弁を求めます。

答弁の内容によっては、議会軽視、説明義務の不履行、市長の任命責任等、数々の問題が出てくることになろうかと思っておりますので、誠意ある対応をよろしくお願いいたします。

以上、2件についてお伺いいたします。

なお、再質問は議員発言席で行います。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 1件目の健やかでやすらぎのある福祉のまちづくりについてご回答いたします。

1項目めの高齢者社会における健康、体力づくりに対応するための現在の取り組みと今後の取り組みについてですが、本市では高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を送り続けるためにさまざまな介護予防事業を展開しているところです。

まず、全ての高齢者を対象に一人一人が介護予防に関する知識を持ち、現在の機能の維持、向上を目指す1次予防事業がございます。

この1次予防事業には、健康や栄養などに関する相談会である、すこやか応援相談室、閉じこもりや転倒予防などを目的とした運動教室であるすこやか筋力アップ教室、自分の身体状況などを知り、筋力向上に向けての取り組みを意識するきっかけづくりとする転ばんための体力測定、自治会と共同で実施する運動教室のいきいき元気教室などがございます。

また、要介護や要支援状態になるおそれの高い高齢者を把握して、通所や訪問により運動機能向上、栄養改善、閉じこもり予防などの予防事業を実施する2次予防事業を実施しています。

現在、この2次予防事業で、まず対象者を把握するために元気づくり高齢者把握事業として、日常生活で必要となる機能の確認をするアンケートを要介護や要支援の認定などを受けていない高齢者に対して送付しているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、1次予防事業の各種の教室を引き続き実施していくとともに、2次予防事業で把握いたしました対象者に対しまして、運動を中心とした小規模の介護予防教室を展開し、その介護予防教室に参加されない、閉じこもり、認知症、鬱などのおそれがある高齢者などには、直接保健師等が訪問し、必要な相談や支援を実施する訪問型介護予防事業を実施する予定でございます。健康寿命を延ばすために、今後さらに介護予防事業の充実に向けて取り組んでまいります。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 健やかでやすらぎのある福祉のまちづくりにつきましてご回答を申し上げます。

生き生きとしたスポーツライフの創造を理念として、平成22年3月に策定した太宰府市スポ

一ツ振興基本計画の中に、中高齢者の運動、スポーツの振興について明記しているところがあります。

生涯学習課では、55歳以上の市民を対象とするシニアスポーツ教室を春、秋の年2回、健康体操やニュースポーツなどを中心とする教室を各5回開催しています。また、自治協議会体育部長を対象とする体育部長研修では、中高年者が親しみやすいウォーキングの指導法の研修を実施しているところでもあります。

さらに、スポーツ推進委員の指導によるニュースポーツ体験や健康測定等を計画的に実施、保健センターでは健康推進員による健康づくりウォーキングマップの作成や歩こう会、歩き方教室等を継続して実施しているところでもあります。

体育協会や太宰府よか倶楽部等、市内のスポーツ関係団体の協力を得ながら、中高年のスポーツ振興を図り、健康、体力づくりに結びつける事業を展開しているところでもあります。

ご指摘のように、中高年のスポーツ振興や健康づくりのための事業や研修を、より効果的に実践するためにも、高齢者支援課等を含めた各スポーツ団体や健康関係の委員とのネットワークの構築に向けて検討してまいりたいと考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

人の体というのはですね、20歳代の最大筋力から考えますと50歳を境に落ちてくるそうです。特に脚力、いわゆる足腰ですね。この加齢による脚力の低下は20歳代前半を100とすると65歳になると2分の1、80歳代では3分の1まで低下するそうです。ここでベッドレスト実験を行った際の結果が出ておりますので、お聞きいただきたいのですが、このベッドレスト実験というのは3週間寝たきり状態で絶対立ってはいけないという実験ですね。このときは20歳の大学生が実験者だったそうです。3週間ですから、21日間ですね。その結果、上腕、腕のあたりはほとんど筋肉が落ちなかったそうですが、じゃあどこが落ちたか。下半身のふとももとふくらはぎの筋肉量が15%落ち、筋力は30%も落ちるという結果が出たそうです。20歳の若い子がこの結果ですから、高齢者と言わず、50代から60代の方々が足を痛め、1カ月入院をされたとしたら、筋力が弱い方はそのまま寝たきりの可能性も出てくるわけです。私は今現在41歳ですから、最大筋力の加齢変化率を見ると20代のときと比べ10%も落ちてないという結果ですが、これから先は私自身も筋力を鍛えていかないと落ちていく一方になっていきます。

ここで伺いたいします。過去においてでもいいですが、中高齢者を対象に数カ月単位でのイベント教室の開催を行い、記録を集計し、結果を検証し、今後の事業展開に役立てるための検討等を行われたことがありますか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 高齢者支援課では、転ばんための体力測定と名を打った体力測定と、運動指導教室を年に2コース実施しております。これは、まず1日目に体力測定で筋力、

敏捷性、バランス能力などと体成分測定を行いまして、2日目に体力測定の結果説明と、運動の話や実践を1時間半ほど行っております。なお、1コースには30名程度の参加が毎回あっておりますが、その半数は前年度に参加された人でございます。この方々のデータを蓄積し、本人の保健指導に活用したり、今後の健康予防教室事業に活用をしております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） なるほど、よくわかりました。ただ、2日じゃなく、例えばその1カ月、2カ月、定期的に4回コースとか、8回コースとかですね。今後、何かそういったコースをされて、その中でいろいろ体力測定、筋力運動などですね、そういうのをやっていくといろいろ今後に私はつながっていくのではないのかなと思って、そのようなイベント教室もぜひ開催されたらどうかなと思います。

先月のもですね、8月21日、22日で筑紫野太宰府消防組合議会です、東北のほうのあの被災地のほうに視察で行きました。悲惨な状況をたくさん見てきたわけですが、その中の一つに日和山展望台というところに登ったときにですね、市長も一緒にご同行されてあったんですが、市長がやはり今後は高台が必要になってくると言われておりました。私もそう考えます。しかしですね、やはり筋力とかが弱いと、避難する際にですね、その場所にたどり着けないで被災してしまうという可能性も十分考えられます。こういった面からですね、今後は中高齢者の運動スポーツ活動のですね、促進を行っていく必要があると考えます。昔は、無理、危ないなどの理由から高齢者の運動は行政や医者からとめられていたそうですが、最近ではデータをたくさんとり効果が出たため、現在欧米諸国ではですね、高齢者の筋トレ——筋力トレーニングです——がブームになっているそうです。一例として挙げますが、アメリカで100歳の方に筋トレをやらせて記録をとった結果、筋力がアップしたそうです。ですから、人の体というのはですね、何歳になっても衰えることなく、やればやるほど維持ではなく向上させることができ、機能を回復できるということです。ですから、今後は高齢化率も高くなることから、このような施策が非常に大事なると考えますが、先ほどもイベント教室言いましたけど、検討されるお考えはありますか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 長谷川議員おっしゃいますように私どもも高齢者の運動機能の維持は大変重要なものと認識しております。したがって、先ほど申しましたようにすこやか筋力アップ教室と名を打った転倒防止などを目的とした運動教室を平成19年度から実施しております。初めは月に2回でしたが、平成23年度からは月に3回増やし、平成24年度、今年度は月に4回増やして実施しております。今後、高齢者の健康維持のためにさらに充実していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 平成25年度の6回、7回、8回と増えていけば本当によくなると思うんですが、6月にですね、私が行った研修では体力づくり運動指導者研修会というのに行ってきたんですが、総合型地域スポーツクラブ、本市にはよか倶楽部というのがありますが、そのクラブとですね、連携をとり、中高齢者のトレーニングの実施効果を全国5カ所のクラブで検証したところ、平均値ですが全てにおいて効果が出ています。よか倶楽部は総合型地域スポーツクラブということで教育部の所管かと思いますが、ぜひともですね、健康福祉部とも連携をとっていただきたいと思います。市民の健康、医療費や介護費の軽減、さらに健康寿命増加に向けての施策を検討していく必要があると考えますが、こういった連携をとれるような施策を検討されるお考えありますか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 議員さん申されますように健康寿命増加は重要でございます。教育部ともさまざまな場面において連携を行い、健康寿命増加に向けて、ひいては医療費や介護費の軽減のためにさらなる施策の充実を図ってまいりたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

先ほどから筋トレというふうに言っているんですが、誤解のないように言っておきますが、高齢者の筋トレというのは何も重たい鉄アレイ等を持ってですね、行うものではなく、もうこの椅子があれば簡単にできる筋トレのことですので、ご理解ください。

2項目めに入りますが、先ほども申し上げましたとおり、全体的にやはり連携協力がですね、なされていないと感じます。健康フェスタ等ともに活動を行うわけですが、お互いの情報共有がありません。健康推進員もスポーツ推進委員も市民の健康を考える点では目的は一緒なのですが、イベント時にはばらばらに活動しています。非常にもったいない気がしてなりません。今後、行政のほうからですね、イベント案を作成し、連携協力し合える事業が開催されることを提案いたしますが、検討していただけますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） はい、今の件につきましても生涯学習課のスポーツ関係団体、あるいはよか倶楽部等ございます。また、保健センターには健康推進員、それから食生活推進委員というのがございますし、高齢者支援課は支援課で保健師が中心となってやっている状況がございます。これまでも状況に応じては何回か情報交換したんですけど、今後それをですね、深めながら、連携しながら各イベントに当たっていきいたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） はい、ぜひお願いします。1点目の最後になりますが、こういった連携協力がなされていないのはですね、やはり所管という大きな壁があるからだと思えます。こ

の壁をなくすには、やはり機構改革を行い、健康スポーツ課、名称はお任せいたしますが、そういうものを設置されるのが一番いいと私は考えます。

最後に市長に強く要望を申し上げまして、1件目は終わります。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 次に、2件目の本年6月議会の一般質問の答弁についてご回答を申し上げます。

6月議会での一般質問は、長期休暇中の高学年の生徒について定員増ができないかという質問に対してご回答申し上げたところでございます。4年生以上を受け入れるには、新たな保育室の確保の問題や指導員の増員に伴う予算措置の問題等がございますので、6月時点での増員は困難であることを回答させていただいたところであります。

一方、8月7日の定例議員協議会においては、学童保育所の委託の案件の中で、今後児童数が増えることも予測されることから、小学校1年から3年までの児童の定員増という意味でご説明をさせていただいたところであります。

指定管理者制度への移行につきましては、2年ほど前から調査研究した事項であります。直営がいいのか、委託がいいのか、委託ならばNPO法人なのか、指定管理者なのか、それぞれのメリット、デメリットを調査研究していたところでございます。それと同時に、改善充実策として保育料や定数についても検討を行っていたところでございます。

6月議会の時期は、まだ研究の段階であり、その後一定の方向性が出ましたので、まず定例、臨時教育委員会で報告、協議をさせていただき、了解が得られましたことから、8月7日の定例議員協議会において状況報告をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 今、内容が少し違ったからということのご答弁ですよね。学童保育所のことに関しては私の次にされた小島議員もそのようなたしか質問されていたと思う。やっぱりそれは内容が違ふと恐らくおっしゃるんですが、その以前にもそういった学童保育に関しては質問があったと思います。2年前ということは、もう既に1年は経過されているわけですよね。そういった4月、5月に議員協議会の中でもいいのですね、こういった報告、今こういうのを検討していますよといった報告はできなかったんですか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初に答弁のことについてお話をさせていただきます。

議員の皆様方は質問する側ですので、質問する全体的な構造とか、計画とか、意図がはっきりしていると思います。答える私どもは、何が出てくるかわからんといったらいけんですが、そのときの発言内容についてお答えしております。先ほど言われましたように学童といってもいろいろな課題があるのはご指摘のとおりです。今回通告いただいたのは長期休業中の小学校4年生、高学年のということが中心ですので、私どもの頭の中にはそれを軸にして発言内容を

考えて、それに対してお答えしております。議事録を読み直しますと、別にほかの場面で話し合いをしているのかというふうな質問項目ではなくて、多分該当するところは太宰府南小学校の云々があって新しい取り組みをなされているのかという話だったと思いますので、部長が答えましたように太宰府南小学校についていろいろな話し合いはしていないというのが答えでございます。そのことと先ほど言われましたような事柄を踏まえて答えれと言われるのはですね、質問者の意図としては今聞いてわかりますけど、それを聞いた瞬間にですね、それについて答えろと言われるのはちょっと私の能力じゃ無理じゃないかと、そのように思います。

(6番長谷川公成議員「4月、5月の協議会では無理だったんですか」と呼ぶ)

○議長(大田勝義議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 先ほど部長が話をしましたように、まだ皆様方にお伝えするような内容、段階まで至っていなかったと判断しておりますので、まだしておりませんし、また教育委員会のほうにもですね、まだ話をしていない段階でございます。

以上です。

○議長(大田勝義議員) 6番長谷川公成議員。

○6番(長谷川公成議員) でも、4月、5月にはできない、その内容はわかるんですけど、私たち先にこれ言うべきか言わんべきかわからん、原稿を渡しますよね、最初に。そういったところで検討されて、そりゃ再質問、何が出てくるかわからんというて、それは何か当たり前のことじゃないかなと思うんですよね。いや、皆さんそうされているんじゃないですか。過去そうやってこういった検討する内容があれば、現在そういった検討をしておりますとか、そういうふうなご答弁が来るといったんですが、全くその困難とか、できませんぐらいの答弁だったから8月に出てきたときにあれれと思ったわけですよ。そういうのは全然言いわけにしか聞こえないんですが。

○議長(大田勝義議員) 教育長。

○教育長(關 敏治) 先ほど申したようにですね、6月の答弁と、8月に話したのは話の内容が全然違うわけですよ。6月の答弁はある学校の上級生の夏期休業中という限られた範囲内についてどんな話し合いをしているかという質問でしたので、そういうことはまだやっていないと。8月は学童の運営全体をどうするかということについて話をしておりますので、先ほど申しましたように6月の議会の段階で議員はそういう意図で私どもに聞かれたのかもしれませんが、そこまで読み取って私どもは答えるような力はないと。

ちょっと話は外れますけど、先日国会中継を見ておまして、ある議員がこの問題は通告事項と外れるけれども、ちょうど関連する機会だから質問をしますと。ただ、通告している内容と違うからもし答弁がなければいいですよという、そういう前置きをして質問をされた、そういうふうなことはございました。もしですね、そういうふうな意図があるのでしたら、場面を変えとか、何か発問の工夫をしていただかないと、受け手のほうはやはり南小学校の夏休み

の上級生のそういう頭の中で考えて答弁しておりますので、どうかその辺はご理解いただきたい。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 私、今議事録持っていますが、南小なんていうことは一言は申してないですけどね。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 議事録のどの項目を言っているんですか。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 1点目は、学童保育と学校現場の現状についてですね。はい、この件ですけど。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 一番関係するのは、87ページのやはり長期休業中に兄弟姉妹がですね、云々というこのところが一番関係しているんじゃないかなと私は読ませてもらっているんですよ。それまでずっと南小学校の話でずっと来ているというふうに捉えたんですがね。ただですね、今はこれを見てからゆっくり考えられますけど、こういうやりとりの中で判断しているんですからね、先ほども言ったようにずっと南小の長期休業中の話からですね、学校全体の運営というふうに言われますと、非常に困るのでございますよ。

先ほども申しましたように確かに通告は学童保育と学校現場の現状についてということで長期休暇中の学童保育の定員増についてということで書いてありまして、学童運営全体を聞いてあるというふうには捉えてなかったというのが私の考えでございます。そういう意味合いでですね、場面を転換されてもうちょっと説明していただけたら対応できたのだなというふうに考えているというふうに言っているところでございます。決して質問に対してですね、質問に対していろいろ考えて一番適切な方法で答えてきたというふうに私どもは考えているわけです。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 私、だからその通告にも学童と学校現場の現状って書いていますよね。それから、内容のこの最初の壇上で伺う、当然出していますけど、教育長、85ページは持っていますか。それで、私がほかのその2項目めや3項目めは実際水城西小学校と学業院中学校って、その小・中学校の名前を出していますけども、私はこの中では太宰府南小学校とか一言も申してないんですけど。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 申す申さんは抜きにしてですね、長期休業中ということのを頭に限られた範囲内の事柄をですね、念頭に置いて回答しておる。もし申しておられなければ太宰府南小学校の件については取り消させていただきます。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） お願いしますよ。いや私、南小なんて一言も本当言ってないですから

ね。だから、学童保育の、じゃあこの時点です、学童保育と学校現場の現状を通告書を出したときにこういった運営方法の改善は何か答弁で考えられなかったんですか。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 長期休業中の学童保育の定員増、それから高学年ですか、4年生以上まで入所できるようにできないか伺うということでございましたので、おっしゃるように全体のことをそう考えているわけじゃございませんでしたので、そこに限られて回答を考え出したようです。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 内容につきましてはですね、私たちは質問内容から長期休業中、その中で4年生以上という形の解釈をいたしまして、条例的には3年生までですからと、4年生につきましては定員が余裕にある場合については入れているところもございましてということで回答したつもりでございます。たしか当初の出稿が足りんということであればですね、そういう分もあるかもしれませんけれども、内容的に一応課長から長谷川議員のほうに聞き取りをちょっとしてですね、基本的には長期休業中という形の部分と4年生以上という形で判断いたしましたので、そういう形でご回答を申し上げた次第でございます。ご理解願います。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 確かにそういった聞かれなかったというのは現実としてありますね。事前というか、そういうふうなのがですね。ですから、ただやはり学童保育というので私は通告出していますので、内容は確かによくわかるんですが、おっしゃることはわかります。ただ、こういうふうなのがじゃあ進んでいっているのであればですね、もうこの答弁、言った、言わないの話はなしにして、じゃあ4月、5月の議員協議会の中とかでこういったその1年たってこういうふうなある程度こういうに進んでいますよと、そういうふうには私は言っていたければ6月になるほど学童保育も変わりつつあるんだと質問をしなかったわけですよ。ですから、1年たった経過報告がやはりされてあればよかったと、私はそう思います。ですから、変な話じゃないですけど、やはり8月に学童保育の質問をして、8月にこういった学童保育の、私としては改善されるんだと、それはいいと思います、はい。ですから、感情的になりましてですね、正直なところ。じゃあ、あんとき答えればよかったじゃないかと、そういうふうになったわけですね。ですから、このことで執行部のことは責めたりは、別にけんかとかそういうことではなくて、今後はですね、やはり4月、5月あたり、2年間の計画、うまくいっていいんですが、そういった経過報告をされるのは私はいいと思うんですが、いかがですか、今後。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） できるだけそういう部分についてはですね、早目にちょっと今回は教育委員会に協議する時間が長くなりましたので、早目に教育委員会とか協議しながらですね、早目に議員の皆様にはご報告を差し上げたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ちょっと時間早いけど、再質問用意してなかったんでいいんですが、今後はそういったちょっと変な話じゃないですけど、小さな火種が大きくなる可能性も考えられますので、今後ともやはりそういった経過報告などきっちりとした対応、それと通告書、こっちは原稿も出しているわけですから、そんな中でぜひですね、質問内容、いろいろ質問内容見ていろいろあったわけですが、本当はこういうことだということをお酌み取っていただいですね。ちっちゃいことはそんなに言っていないわけですから、はい。本当に言うと、こう。ですから、そういったご答弁を今後していただければありがたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

17番福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおり今回は防災、減災についてと歴史と文化の環境税の今後の用途についてお尋ねします。

また、1件目は、6月議会に引き続き防災、減災についてお尋ねすることをお許しいただきたいと思います。これは、この項目については6月の質問の中で市長の回答をいただこうと思いましたが、通告外に当たるのでそれはできんと事務局から言われましたので、再度質問項目に上げて回答を求める次第でございますので、よろしく願いをいたします。

公明党は、防災・減災ニューディールを提唱しています。10年100兆円の集中投資で長引く不況から脱却、災害に強い国づくりで景気を刺激し、100万人を雇用するもので、単に公共投資を行うのではなく、修繕、改築が必要となる命を守る公共施設の整備を初め、防災、減災対策に毎年10兆円、10年間で100兆円を追加で集中投資。大規模災害に備えた防災力を強化します。道路や橋の強化、交通網の整備は、そのまま救命、救命の命綱をつなぎ、命をつなぎ、地域の産業活性化に大きく寄与します。

電線類の集中化を初め、電気、ガス、上下水道、通信網などをまとめる共同溝化は、災害時にライフラインを守るだけでなく、安全な通学路確保や工事による道路渋滞を解消するため、電柱の倒壊による二次災害を防ぐことにもなります。災害時に通じる回線を確保するための通信の高速化、大容量化、多様化といった通信インフラの強化は、民間投資を大きく刺激、情報通信産業の発展にもつながります。

まず初めに、この政策について市長の評価がありましたら伺いをしたいと思います。

次に2項目め、この中で電線類の地中化で、電気、ガス、上下水道、通信網等をまとめる共同溝化について。

そして、3項目め、太宰府市の特有の年間700万人の観光客に対する対応についての考えや

計画について、どうやって観光客の皆様を守るか、安全・安心な観光地づくりとして大変大事なことでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

4項目めは、6月にも聞いていますが、なかなか納得がいかない面がありましたので、再度、要援護支援者リストの基本的考えとリスト作成までの基本的プロセスについて示してください。

2件目は、平成15年5月に施行され9年が経過しています歴史と文化の環境税についてお伺いします。

現在約1億円ある基金の今後の考え方について、私は目標あるいは目的を持った積み立てが必要だと思っておりますが、市の考えをお尋ねいたします。

再質問については発言席で行います。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1項目めの防災・減災ニューディール政策についてご回答を申し上げます。

公明党が提唱されておられます防災・減災ニューディール政策につきましては、国民の生命を守るために補修、整備が必要な社会資本整備を10年間、100兆円を集中的に投入をして、そして災害に強いまちづくりを行うとされております。

また、そのことで雇用の拡大、創出が出てまいります。そして、経済成長を図ろうとする政策であろうと思います。財源も単なる借金である赤字国債だけではなくて、後世に残るものであると、こういった観点から建設国債を考えられておられます。

現行の国の制度では、社会資本、公共施設を新たに整備するときにつきましては、補助金でありますとか、あるいは起債のメニューがございます、改修時には学校の大規模改修でありますとか、あるいは耐震化、道路、橋梁の長寿命化等一部を除きまして、補助メニュー等が乏しいのが現状であるというふうに思っております。老朽化した社会資本、公共施設の再整備につきましては太宰府市のみならず全国的な課題であろうというふうに思っております。

加えまして、今のデフレ経済の中におきましては、雇用も不安定でございますし、あるいはその結果として税収が伸びておりません。全国的にも財政的にも厳しい状況がございますし、近年では地震、あるいは豪雨災害等が頻繁に発生しております。そして、さまざまな防災対策が必要であるというふうに思っております。このような日本の現状からいたしますと、公明党の提唱されております防災・減災ニューディール政策につきましては、私は必要な政策であると考えております。

2項目め以降につきましては、それぞれの所管部長のほうから回答させます。

○議長（大田勝義議員） 建設部長。

○建設部長（神原 稔） では、早速ですが2項目めの電線類の共同溝化についてご回答申し上げます。

市内の電線類の地中化といたしましては、天神様のほそみち建設事業として、天満宮駐車場から天満宮まで、現在の太宰府天満宮の参道でございますけど、その参道内に電話線、上下水

道、電力線を共同溝内に収容して、景観的にも配慮した整備を行い、平成2年3月から供用開始しております。また、天満宮参道と平行した太宰府駅から国立博物館までの道路を散策路整備事業として電線類の地中化を実施しております。

現在、道路上にある電線類を地中化することは、景観上は無論のこと、地震、台風による電柱の倒壊等がなくなることから、交通障害の減少、避難路の確保など、防災、減災の観点からも非常に有効なことだと考えられます。

一方、地中化するに当たっては、工事費も多くの費用が必要と予想されます。今後、国の補助制度、またほか他市町の共同溝の整備計画などを参考に今後情報収集に努め、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 続きまして、3項目めの観光客等への対応についてご回答いたします。

観光客は太宰府市の地理に詳しくないために、安全な避難場所へ誘導することが大変重要になってまいるというふうに思います。そのために、まず市と地域の自主防災組織や消防団、天満宮や参道の商店の皆様、国立博物館などと連携、協議を行うとともに、避難経路を明示したサインの設置でありますとか、地域の防災意識の高揚を図るための講話等を計画するなど、ふだんからの防災に対する意識の向上が大切というふうに考えております。

本年度の9月補正で上程しておりますけれども、地域防災計画の改定作業に入ります。その際に、観光客の避難や誘導等項目も設けまして、その計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

また、観光客や市民への災害情報の伝達手段につきましては、なかなか一つのツールで全てを賄えるということはありませんで、現在、現時点としましてはサイレンを鳴らす、それからコミュニティ無線で鳴らす、それから広報車による広報ということで複数の手段で行っているのが現状でございます。

これらのほか、新たに今年度は市町村単位で緊急避難情報を一斉に携帯電話のメールで配信できるエリアメールの導入を図ってまいります。現在、携帯電話3社との導入についての事務手続は終わりました。今後、数回のテストを実施いたしまして、市民へも周知を行って、運用の開始を行ってまいりたいというふうに考えております。

ただ、このエリアメールも万能ではございません。エリアメールに対応していない古い機種については、このエリアメールが届かないということもあります。届きません。そして、通話中とか電波が届きにくい場所では受信ができないという面もございます。ただ、市内にいらっしゃる多くの住民や観光客に対しまして一斉に配信できる手段としては、また新たな手段として有効であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、あらゆる伝達手段を活用いたしまして、緊急時の情報提供に当た

ってまいりたいと考えております。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 次に、4項目めの要援護者支援者リストにつきまして回答申し上げます。

この制度は、災害時に自力あるいは家族の支援だけでは避難することが困難な人を災害時等要援護者として特定、リスト化し、その情報を地域の支援者で共有し、誰が、どこに、どのような方法で避難させるかを決めていく個別支援計画を策定することで、災害時はもちろんのこと、平常時の避難訓練や災害マップ作成などに活用するものでございます。

本年10月より、まず災害時等要援護者特定のための登録申請を開始いたします。災害時等要援護者の特定には、本人の申し出による手上げ方式と、支援が必要と思われる人に自治会を通じて登録を呼びかけていただく、同意方式を併用し進めてまいります。

具体的には、65歳以上のひとり暮らしの人、または65歳以上のみの世帯については、日ごろの見守り活動の中で要援護者を把握していただいております。地域の民生委員、児童委員、福祉委員さんにご協力いただき、本人同意を、それ以外の障がい者の方などにつきましては、市の関係部署が郵送などの方法により制度を周知し、手上げによる登録を行ってまいります。

今後の予定といたしましては、本年度中に要援護者の特定を終了しまして、平成25年度に地域の支援関係者の皆様と連絡をとりながら、要援護者一人一人について個別支援計画の策定を完了させます。

制度の周知につきましては、広報「だざいふ」9月1日号に続き10月1日号、ホームページ等への掲載を実施します。また、校区自治協議会や自治会での説明会についても、必要に応じて行うこととしております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 市長から丁寧な回答をいただきましてありがとうございました。

2番目の共同溝化につきましても、部長のほうから回答をいただきましたので、その回答どおり、もし国、県からそういう計画が出てきた場合には積極的にですね、手を挙げて前向きに進んでいただきたいと思っております。

それから、3項目めの観光客に対する問題につきましても、これできたら今部長言われたような今後計画を立てるのであれば、その計画をですね、ぜひ表に出してほしい。太宰府では観光客に対してこういう計画を持っていますよと、市の中で持っているのではなくてそれを公にですね、ぜひ示せるような計画をつくっていただきたいと、そう思います。それがやっぱり安全・安心でいけるということになるかと思しますので、その点は今からの問題だろうと思しますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

今、課長言っていました、この私の誤解があるかもわかりませんが、この災害要援護者の件ですけれども、この策定の目的からするとここには地震という言葉は全く入ってこないん

ですよね。ですから、大地震の場合はちょっと違うのかなという勘ぐりじゃないんやけど、災害ですから一緒かと思うけども、若干やっぱり水害、土砂崩れと地震の場合、大地震の場合は対応の仕方が変わってくるんじゃないかと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 今、議員さん申されました支援計画というのは昨年の8月に策定しております。その中に目的としまして今言われましたような一応水害等についての目的としてやっております。支援を要される方、要援護者の方につきましては、その地震につきましても自力で避難することはできませんので、そういった形で同じようにこの目的の中には入っておりませんが、要援護者の方に対しての支援は行っていきたいと考えております。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） それは、今私言いましたように違うのがですね、避難勧告から避難指示、そういったところが地震の場合とこの水害、これは大雨のときと違うだろうと思うんですね。大きな地震の場合はもう予測なしにほとんど来るのがあれですけども、大雨とかそういったものは天気予報から想像がついて、先に警告なりそういうものが出るわけですから。そうすると、そのときの指示の仕方、避難勧告あたりもですね、起きてみないと全く想像なしにしかできないというところが違う点があると思うんですね。ですから、そこらあたりをこの要援護者からすれば同じ問題かもわかりませんが、支援するほうとしてはその人たちも災害に遭ったけばなかなか難しいという問題があるんで、若干捉え方を変えとかなないと、いざというときには役に立たないじゃ意味がないと、このリストは。そう思うんです。これは支援する人の名簿も出すようになっていきますよね。この人には誰と誰が誰と。大きな地震の場合は、そこらあたりが私前から懸念があるんですけど、要するに消防団、消防、それからそういったところと、この担当になった人が、担当になった人のほうが近いからすぐわかるのか。それはそのときに本当に手を出していいのかどうかというのなかなか難しい点があるというのがですね、私は認識として持っているわけですね。もう少しそういったところ、今からでしょうから今からリストをつくってね、また今後の問題としてそこらあたりもまたお伺いするかもわかりませんので、明確にさせていただきたいと、そう思っておりますので、よろしく申し上げますが、いかがですか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 今、言われましたように、これ支援計画の中はそういった支援していただく方、本当同意申請書、その中にも支援者の方も全て書いていただくようにしております。災害によっても水害、地震、いろいろ違う面があるかと思しますので、そういったところも今度、今自治会、民生委員、消防団、社会福祉協議会の代表の方と集まっていたら会議を行っておりますので、そういった課題につきましても提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） わかりました、よろしくお願いします。

それで、もう一点はですね、私のこの勘違いかもわかりませんので、勘違いなら勘違いでいいんですが、要するに手上げ方式と同意方式、この手上げ方式の場合は、その書類をダイレクトメールということと言われておりますが、それを全世帯、対象世帯、この対象世帯というのは身障者福祉法の云々ということ、それから自立支援法、それから養育手帳を持っている方、特定疾患治療の研究事業の認定を受けている人、介護保険制度において要介護の3以上の人、それから65歳以上のひとり暮らし、それから65歳のみの世帯、それから母子健康手帳の交付を受けた妊婦及び転入手続をした妊婦、前各号のほか災害時の避難に際して支援を希望する者のうち市長が認めた者というふうになっているわけですね。ですから、そういったところの周知をした上で、その人たちがいや私もそのリストに申し込みをしますということになるんですかね。私はもうそういう対象世帯にね、書類を全部送って、こういうのが始まって、これに加入される方は記入してくださいと、それを市役所に送ってくださいというやり方でやって、それでも返ってこないところには自治会長さんや民生委員が行ってね、同意方式という方法をとるのかなと思っておりましたが、若干違うみたいですね、私の思いが。そこもう一遍お願いします。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 10月1日から登録開始します。この方式としましては同意方式と手上げ方式、同意方式といいますのが65歳以上のひとり暮らしの人と、65歳のみの世帯の方でございまして、この方々につきましては日ごろから民生委員さん、児童委員さんあたりが見守り活動の中で、この方は支援が必要だなという方を把握してあるものですから、そちらの方に通知を送りますと、じゃあ誰に出せばいいのかというふうなことになりますので、一応同意方式については民生委員さん、児童委員さんが把握されている方に声かけをしていただいて、そして登録をお願いするという形でございます。それ以外の方、要するに障害者手帳をお持ちの方につきましては、やはりひとり暮らしの方を今抽出中でございまして、その中から郵送、もしくは直接お会いしてですね、内容を説明してご理解をいただきながら登録を始めていくということになります。結果的には出てきました申請書を合わせまして集計をしまして台帳登録を行っていくという形になります。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） これは、それ登録をお願いする際に、これはいわゆる個人情報になるので、目的以外には使わないということを書類には書いてあるんですよ、多分。同意方式によってその同じ書類を持っていくんですかね。僕が心配しとるのは、その説明するときね、その説明する人がそのことを言わずに登録してしまったりすると大変な問題になるんじゃないかという心配があるんですね。それを全部読んでもらった上で、その説明じゃなくてまず読んでもらうということが同意方式、それにのっかって同意するか、しないか。それどうのこの

説明するというのは、いやしかし私はしたくないと、登録したくないと、しないでもいいですと言われた方についてね、はどうするかというときにやっぱりそこで若干の説明をして同意を求めていくということになるだろうと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 民生委員さん、児童委員さん回っていただくときに、別に説明書きとありますか、そういうものがわかる内容のものをこちらのほうで一応案としておつくりしております。その中で、その同意をしていただくときにはこういった内容でこの書類が要するに同意の申請書になっておりますというような説明書きをお渡しするようにして、後々トラブルがですね、ないようにはしていくようにしております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 折々今からやっていくわけですから、問題点があったらまた解決をしてほしいと思うんですが、もう一つはこれはあくまでも個人情報ですから、このリストをね、どこまでの市民に渡すのかという、どこまで管理するようにするのかというのがね。何か今度これができるから、これをもとにいろんなことに使おうというそういう空気があるんじゃないかという心配をしております、自治会のほうで。これはあくまでもその要援護者のときだけしか使わないんですよという、そういう災害があったときのことでですよということのを徹底しないといかんんじゃないかと思うんですが、これをどこの範囲までこのリストを管理してもらうようにするのかね、それは今決まっておりますか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 一応管理していただきますのは、基本的には自治会長さんと役員さんで行っていただくようにしております。その情報、支援していただく方、さまざまいらっしゃいますので、その支援していただける方に必要な情報というのは当然必要ですので、そういった情報の公開と申しますか、共有化については今後先ほどの関係者会議の中で協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） そちらあたりが私は逆に心配なんですよね。それこのときは支援しますよという人たちにもね、そういう名簿の管理を任せていいのかどうか、それは問題ですよ。だから、こういう人がおるとい名前とね、名前だけそういう人たちに配ればいいですよ。内容も全部わかるわけですから。ここにある、書いてある内容のことを全部そこに記載をするわけですから。それがそういう人たちにもみんな渡るといことはみんなに渡るといことです。どこに渡るかわかりませんよ。今、いろんな商売の中でお年寄りを狙ったね、そういう狙った業者が幾らでも氾濫しているときに、それがそういうところに渡ってですよ、それはいい情報ですよ、その事情が全部わかるんですから。ひとり住まいなのかどうかもわかる。これがね、その自治会長、自治会においては自治会長が管理する。ほかは管理する必要ないでしょ

う。役員さんもかわるんでしょう。自治会長もかわるかかわらんけど。いざというときのことでから自治会長が持つとけば済むんじゃないですかと僕は思うんやけど、どうもその自治会としてはそうじゃないでしょう。みんなが持つときたいというわけでしょう。そのときに万が一そういう業者に渡ったときには誰が責任をとるのかということです。お願いします。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 今、言われますように、確かに個人情報が出ないようにですね、守秘義務ありますんで、その辺の管理、一応基本的には先ほど言いましたように自治会長さんと役員の方に管理をしていただく。その中で覚書とかも締結しながらということでやっていくわけです。支援していただける方には全て同じものというわけではないんで、その支援するために必要な情報、先ほど今議員さん申されましたように名簿というふうに振り分けた形での情報の公開といいますか、共有化を図っていきたいとは考えております。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） はい、わかりました。

最後ですけども、いわゆる我々が調べたところによりますと、今言われたようにね、名前、名前と住所をね、こういう人が対象者がいますと、対象者リスト。それを同意がなくても出すことについては個人情報の保護法違反には当たらないというね、ことを我々は聞いておりますので、今そういう市のほうがお考えであればね、それもう一遍明確にしたような形のものですね、我々にも示してほしいと思いますので、それを要望して、この1問目を終わります。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村 甚治） それでは、2件目の歴史と文化の環境税の今後の用途についてご回答申し上げます。

太宰府市歴史と文化の環境整備事業基金でございますが、その運用については歴史と文化の環境税の税収を基金として積み立てまして、またこの基金の運用から生じます収益、利子でございますけども、これも基金に編入をいたしております。

そして、積み立てました基金の用途につきましては、これまで本税の趣旨でございます太宰府市固有の歴史的文化的遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために活用をしております。

具体的に申し上げますと、正月期の臨時駐車場の設置事業でありますとか、交差点交通誘導員の警備、駐車待ち車両の抑制、そして史跡地保存活用事業、太宰府ブランド創造協議会事業、さらに歴史的風致維持向上計画関連事業や観光案内サイン整備などに活用をさせていただいております。

この歴史税の収入でございますが、年間約6,000万円程度でございますが、9年間で約4億9,000万円の収入がございました。この税収のうち一定額を基金の中に留保して、大きな目標に充てていくということは、これまで毎年行っております継続事業、約8,000万円ほどございますけども、その兼ね合いも考慮していかなければなりません。

しかしながら、今、福廣議員さんからいただきました貴重なご提案につきましては、有識者や関係団体、事業者、そして市民などで構成しております歴史と文化の環境税運営協議会の中でいろいろご意見もいただきながら、今後とも十分に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今、概要は部長のほうからお話がありましたけれども、いろいろな人とお話をするとき、これはどうなつとるんだこれはどうなつとるんだと、結構今言われたような使い道とは違って予算がかかる問題が多いように思います。道路そのものの問題であり、駐車場そのものの問題をね、提起したいんだと。それをぜひこの今部長言われたように運営協議会の中で検討してほしいというようなことがある。そういった場合に、その全額をこの基金からね、するということは何か難しいことかもわからんけども、やはりこれをもとにしてそういったものを計画していく必要があるのではないかというふうに思っております。これは必ずしもそうしなさいということじゃなくて、そういうものを協議してほしいと。太宰府としては今後この問題については、もうそこにできないのにできるというようなことを思ってもらうのもいかなんでしょうが、しかしながらこういう努力をしながらそれに向かって今、一歩ずつやっていますという、そういう計画もね、必要だろうというふうに思っておりますので、今回の質問の中で具体的には言いませんし、具体的にはお伺いをしませんが、そういう声が上がっておるということをお市長並びに執行部の皆さんに言わせていただいて、私の一般質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

ここで午後2時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

7番藤井雅之議員。

〔7番 藤井雅之議員 登壇〕

○7番（藤井雅之議員） ただいま議長から発言の許可をいただきました。通告に従いまして、9月定例議会におきまして3項目質問いたします。

まず、計画停電に係る今後の対応についてお伺いいたします。

6月22日に九州電力株式会社は今年夏の厳しい電力需給状況となる見通しとなったため、セーフティーネットとしての計画停電の準備についてを取りまとめ、公表いたしました。

その中で、筑慈苑施設組合は計画停電が実施された場合、通電される施設に該当しなかったため、計画停電に対する対応を余儀なくされ、計画停電実施予定時間において火葬等の施設受



け入れを停止し、別途の対応策を7月2日から9月7日まで実施いたしました。対応策の決定については、組合議員である私にも7月7日に届き、10日に行われました定例議員協議会でも各議員の皆さんに報告をさせていただきました。

8月31日の西日本新聞では、九州電力株式会社は最終週の最大電気使用率が88%から84%の安定になる見通しを発表し、計画停電の回避がされるという報道がありましたが、今後は冬の電力使用への対応への計画停電の可能性も言われていますが、火葬場などの公共施設においては計画停電の実施グループから外すべきであると考えますが、市長の見解を求めます。また、今夏の計画停電の対応について太宰府市が関連する一部事務組合や各企業団においてはどのような対応策等をとられたところがあるのか、あわせて答弁を求めます。

2項目めに、国民健康保険税について2点伺います。

まず、国保法第44条で定められた病院での窓口3割負担減免制度について今年から太宰府市も制度として導入し、市政だよりのお知らせも見させていただきましたが、導入から今日までの利用状況を見て市はどのように考えられているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

私の認識では、市政だよりでの1回の周知しか今見ておりませんが、日常的な制度の周知策が必要であると思ひますが、見解を求めます。

次に、受領委任払い制度について伺います。

医療費が高額なため、生活を維持しつつ医療機関への医療費を支払うことが困難な人への対応策について、一定額を病院に支払い、高額療養費に当たる部分については病院などに受領を委任できる制度があります。長崎県の諫早市などでは同制度の案内を市役所の国保のホームページにも掲載し、日常、恒常的に周知への対応がなされていますが、太宰府市における取り組みの状況はどうなっているのか、お聞かせください。

あわせて、国保課担当窓口の職員の方が国保のさまざまな制度について理解し、相談に来られた方の市民の方に高額医療費の貸付制度、あるいは今回取り上げた受領委任払い制度などの案内が適切に行われていると考えておられるのか、見解もお聞かせいただきたいと思ひます。

3項目めに、就学援助制度について伺います。

総務省統計局の2011年2月の労働力調査によると、完全失業者数は302万人、完全失業率は4.3%の高水準で推移しています。

また、貧困と格差が広がる中で、年収200万円以下の働く貧困層、いわゆるワーキングプアと言われる労働者が1,000万人を超えるようになっています。長引く不況の影響を受け、中小業者の倒産や中小小売業者の転業、廃業が続いている状況です。

文部科学省が2年ごとに行っている子どもの学習調査の2010年度版によれば、子ども1人に保護者が出した学校給食費、学校外活動費を除いた年間の学校教育費は、公立中学校で13万8,440円、公立小学校で5万6,020円になっています。一家の働き手を失ったことが子どもたちの学校教育にも影響を与え、給食費が払えないなど、学校への支払いが滞り、子どもが学校へ行けないなど、深刻な実態が報告されており、子どもたちの教育を受ける権利が保障されなく

なっている状況もあるのではないのでしょうか。

就学援助制度については、これまで何度か議会で取り上げてきましたが、義務教育は無償とした憲法26条などの関係法に基づいて、小・中学校で安心して勉学に励めるように、学用品費や給食費、修学旅行費などを補助する制度ですが、この制度を活用できる基準は今どうなっているのか、また周知はどのように行っているのか、お聞かせください。

あわせて、就学援助の予算の国庫負担分について、地方交付税に組み込む形に変更されて年月が経過をしていますが、教育委員会として現状の予算措置が変更前と比較してもきちんと確保されていると考えておられるかの基本認識もあわせて答弁を求めます。

再質問は発言席で行わせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、1件目でございます。計画停電に係る対応について、私のほうからまずご質問に回答いたします。

原子力発電の停止に伴いまして、電力需給の逼迫が予想されましたことから、今年の夏、7月2日から9月7日の金曜日まで平日の朝9時から夜の8時までについて計画停電が予定がなされました。このため、計画停電が実施された場合に備えて各いろいろな公共施設で対応が検討され、それぞれ対応してきたところでございますが、停電が実施された場合の市民生活に与える影響は、各公共施設の目的でありますとか、運営状況によりまして異なりますが、それぞれの施設を管理運営する一部事務組合でありますとか、企業団などで個別の対応が決定されたところでございます。

公共施設につきましては、多くの市民の安全や生活を守るという観点からも、計画停電の対象外となるのが望ましいとは思っておりますが、市民のご家庭におきましても、計画停電が実施されるという想定でございました。また、グループ化をされておりますけれども、その中に公共施設が入るということもございました。その目的や性質によりましては、計画停電の対象に含まれるということもやむを得ない事態もあるかなというふうに考えております。

ご質問にありました各一部事務組合や各企業団の対応についてでございますが、それぞれ各団体におきまして、目的や運営状況を勘案し、自家発電装置の確保するなど、自衛的な手段などそれぞれ必要な対応策が講じられてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） この部分、計画停電の部分につきましては、これは組合議会のほうでも聞く内容であるかなというふうに私も思いますので、詳細についてはこの質問の中では具体的に壇上で上げました各組合の状況等をこの再質問の中でお聞きするつもりはありませんが、今言いました、その公共施設の役割ですね。計画停電に関する役割の中で、逆に今部長も答弁の中で若干触れられた部分がありましたけれども、逆に公共施設がその家庭等での計画停電が発生した場合、受け入れ施設としての役割を持っているというようなことも報道等でも言われてお

りましたし、この夏でいいますとクールシェアといいますが、エアコンの公共施設でクーラー等に当たっていただいて家庭のほうは節電に努めるというような、そういうような位置づけが計画停電の発表といいますが、ニュース等でも中で公共施設の役割というのはそういうふうに位置づけられてきたと思うんですが、その中でですね、今回公共施設というのは私の認識では全てどちらかというと市役所の庁舎もそうですし、病院とか、そういったところもそうですが、公共施設と名のつく、取り上げた火葬場も含めて当然計画停電のところから除外されるというふうに認識しておりましたけれども、そういったところがですね、公共施設の中でも外れるところと、計画停電のエリアに組み込まれて対応を余儀なくされたというふうなことが、公共施設の中でもそういったところが分かれたというふうなことがありますんで、やっぱりここはですね、今ちょうどこれから冬の計画停電の策定に向かって九州電力株式会社も動いていくというようなことでありますから、今ですね、市としてそういったところまで含めて取りまとめをいただいて、この冬のその計画停電が仮に行われる、そういったことが策定されるというふうな事態になるんだっただけです、きちんとその公共施設の役割等を認識していただいて、公共施設から計画停電のエリアとして外していただくように対応策を別途策定した上で申し入れ等もされる必要があるんじゃないかと考えますが、ご認識をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今回の計画停電の姿が最初見えなかったものですから非常に苦慮いたしました。公共施設を除外するという情報はあったけど、ピンポイントで除外できるのかどうかも含めてわかりませんでした。今回、幸いに市役所等のこの観世エリアの一つのラインがあるんでしようけども、その辺が除外された関係で、ある程度太宰府市においては公共施設の大きなものは除外の対象地域に入っていましたもんですから、今回細かなところまでは至りませんでしたけれども、今後の冬のまた計画停電の可能性ということも言及されておりますし、今回の他市の状況等も参考にですね、これからのまた次の冬に備えての今回夏の振りかえも含めて今おっしゃいましたように今後の対応の材料としてですね、参考にしつつ行っていきたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 私も都府楼団地に住んでおりますけども、最初は九電のほうからですね、計画停電のお知らせということでエリアのたしかAの20幾つかのあのエリア表が送られてきて、計画停電の一覧表があのはがきで送られてきました。しかし、その日にち、どれぐらいたったか忘れましたが、その後もう一度送られてきて、私の住んでいるところのエリアは何か別途公共施設といいますが、何かそういった通電をしないといけない施設があるから計画停電のエリアから外れましたというようなお知らせも合わせて来たんですけども、特に取り上げました筑慈苑の場合、施設、あの火葬場の場合というのはですね、当然火葬されて、その後斎場に帰られて、初七日の法要までされるというパターンも最近の葬儀スタイルの中では多いというふうに聞いておりますけども、その中で当然受け入れが火葬の業務が受け入れがされて

いない時間帯で、後にずれ込む場合、夕方等にずれ込んだ場合、斎場の使用がですね、次のお通夜が入っているから、そういった場合できないというような慌ただしくというか、そういったところができないようなですね、住民の方への不便といたしますか、実際そういう部分も発生しているんじゃないかなということも懸念いたしますので、そういったところも十分踏まえていただきまして、この計画停電への対応をですね、きちんと電気事業者等と再度きちんと対応をしていただきますよう重ねてお願いいたしますので、この1項目めについては終わらせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 2件目の国民健康保険税についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの国民健康保険法第44条に基づく対応につきましては、災害や失業等の理由により著しく生活が困難となり、資産等の活用を図っても、医療費の支払いが困難な場合に一部負担金の減免、支払猶予が受けられるように、太宰府市国民健康保険一部負担金の減免等の取扱規則を平成24年2月16日に制定し、平成24年4月1日から施行しております。

周知につきましては、平成24年5月の広報に掲載するとともに、市ホームページにも掲載したところがございます。今後、さらに周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めの受領委任払い制度についてでございますが、高額療養費につきましては、被保険者が保険診療を受け、医療機関や薬局の窓口で払う1カ月の一部負担金が一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度でございます。基本は、被保険者本人が一旦医療機関等に支払い、その後高額療養費の申請をして医療保険から支給を受けるという制度であるため、支給までにおおむね3カ月程度かかり、一時的に被保険者の経済的負担が大きいことから、本市では昭和53年に国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金を設置し、高額療養費に該当する場合に、高額療養費の支給を受けるまでの間、高額療養費を無利子で貸し付ける制度を実施してきております。

ご質問の高額療養費の受領委任払い制度につきましても、被保険者の一時的な経済的負担を軽減するため、高額療養費の受け取りを医療機関に代行してもらう制度でございますが、医療機関ごとに受け取りの代行に関して同意をいただき、場合によっては協定もしくは受領委任契約が必要となることなどから、本市では高額医療費貸付制度を行っているものです。これまで医療費が高額になったときのご相談に際して、担当職員は高額医療費の制度の内容及び請求手続、あるいは高額医療費貸付制度の内容及びその手続を十分ご説明するようにいたしております。

なお、平成24年4月から法改正により、70歳未満の被保険者の方は限度額適用認定証を医療機関に提示することで、入院、外来ともに自己負担限度額を支払うだけで済むことになりました。被保険者の医療費に係る一時的な経済的負担が軽減することから、この制度改正の内容を積極的に周知するとともに、窓口あるいは電話によるお問い合わせの際にもご案内いたしております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） まず、再度確認をさせていただきたいんですが、(1)の44条に関連しまして、その今現在どれぐらいの利用状況があるのか、具体的な数字、つかんでおられましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 今年の4月からということもあるかもしれませんが、現在のところ申請はあっておりません。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） その申請が出ていないということについて、今現在の認識としてどういうふうを考えておられますか。要は、市の基本認識として制度はつくったけども、きちんと周知がされていないと考えておられるのか、それとも国保に加入しておられる方でそういった事態に直面して困っておられる方がおられないというふうに考えておられるのか、それとも何か別の理由があるのか、今現在のその申請が一件もないという状況についてどのようなご認識でしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 4月からこの制度を始めまして、ホームページ、それから広報を行っております。いろいろ基準がございまして、その基準に該当するかどうかというのもあるかと思っております。だから、その辺に申請がある、その内容というのがないことについてどういった理由かということまではちょっと把握はしておりません。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 私もこの質問を出すに当たってですね、その当然周知策というのを伺っていますから、ある程度答弁、ホームページを使っているというような答弁が来るだろうというのは予想しておりまして、国保のホームページも実際見させていただきました。ここにその国保のホームページプリントアウトしたのも持っておりますけども、国保からのそのお知らせということで、新しいものが5月22日に出ている、非自発的失業者等に対する国民健康保険税の軽減についてというのと、その次、今年の4月1日に国民健康保険給付についてという、このお知らせが4月1日にされております。それで、この4月1日にされたお知らせのほうをクリックいたしますと、今部長答弁で言われた給付に関することですね。療養費でありますとか、出産育児一時金、葬祭費、はりきゅうの助成、交通事故に遭ったら高額療養費とありまして、それで一番最後にですね、一部負担金の減額等についてというふうに来るんですね。それで、一部負担金のこの減額等についてということで、その適用される条件といいますか、申請、値する人の条件が書いてあるんですけども、実際にですね、この読み上げますと、その一部負担減額についてということであって、災害等特別な理由により著しく生活が困難となり、資産等の活用を図ったにもかかわらずということが書いてあって、最後に保険税を滞納し

ていないことと条件がありますというふうな文言があるんですけども、果たしてこの文言です  
すね、ホームページを医療費の支払い等に困っておられる方が何かないかということで制度  
を見られたときに、本当にこの文言でわかるのかなというふうな私は気がするんですけども、冒  
頭の頭にいきなり災害等というふうに災害というふうに来て、その後この多くの方は災害で  
なくて、この等、その後の特別な理由という部分が日常生活の中では当てはまる局面が多い  
んじゃないかなというのは容易に想像できるんですけども、この言葉の文言についてどのよう  
にといいますか、もうこれが今太宰府市の説明策としては精いっぱいのお考えでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 4月1日からの施行ということで周知を図らないといけないとい  
うことで4月1日号の、1日からホームページに掲載したわけでございます。その内容等につい  
ては法の44条、すごく長い文章でございますけれども、わかりづらいということであれば再度  
その辺は検証させていただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 少なくともですね、見直しに当たって肉づけに当たって検討していただ  
きたいのが、この特別な事情がどういうものであるかというのをきちんとですね、踏まえた上  
での案内をしていただきたいというのが私のこの44条の適用拡大、利用できる人が多くいるん  
じゃないかなという部分で、この特別な事情というのは国保法の施行令第1条にも定められ  
ておりますけれども、世帯またはその者と生計をともにする親族が病気にかかり、または負傷し  
たことというような具体的に法律の中で裏づけがされているわけですね。それに基づいてこ  
の44条があるわけですから、この部分をきちんとわかるようにしておかないと、せっかく制度  
はつくったけども、誰も利用できない。本当に利用できる人がいるんだけど、この文言だ  
けを見たら利用できるかどうかわからないからもう利用するのをやめようとか、問い合わせも  
しないでおこうというふうにおられるんじゃないかなというふうに考えます。

それで、実際にこの44条に対する減免制度を持っている自治体の中でも調べましたけれど  
も、そういった部分の案内をですね、もうちょっと丁寧に肉づけしているようなところも実際  
あります。京都市の国民健康保険条例の施行規則を見ますと、今言ったように太宰府市と同じ  
ように災害等特別な理由というようなのがあって、その後に特別な理由というのはどれに当て  
はまるかというので(1)から(4)までですね、具体的に言いますと、納付義務者がその資産につ  
いて災害を受け、またその資産を盗まれたこととありますとか、事業が廃止、または休止した  
ことなど丁寧に解説までされているわけですね。そういった部分についての、これは早急にホ  
ームページの書き直しといいますかね、案内の修正をもう少し丁寧にさせていただきたいとい  
うことを要望させていただきたいと思っております。

それと、市政だよりの活用についてもですが、5月の広報で1回掲載されたのは私も見まし  
た。それは掲載もしていただいておりますという部分で否定はいたしません、ただ5月1回だけで本当に十分なのかということ  
は疑問に思うわけですね。実際にこ

ういった医療費の問題とか、そういったのを私もいろいろ相談を受けますけども、大部分の方はその医療費を発生、支払わないといけないという事態に直面したときに初めてこれだけかかるのかとか、そういうふうなことで実際私にも相談も寄せられたりもしますし、それは当然市の窓口、国保の行政預かっておられるところでも大体そういうような状況だと思うんですけども、5月のこの広報を見れたときにそういった事態に直面しておられる方はそれで対応、救われることはあったかもしれません。しかし、それ以降の広報にもそういった医療費の情報は載ってないということ、あとホームページで日常的な周知はしているということでもありますけども、どの程度国保に加入しておられる方でインターネットにアクセスしやすい状況を持っておられるのかという、大部分の方はそれは可能な人も多いんでしょうけども、年齢とかそういった部分に見たときにインターネットでの周知策が本当に行き渡っているのかという疑問もありますし、市政だよりの当然これは紙面構成の都合もあるでしょうけども、例えばですね、偶数月には載せるとか、偶数月が難しいのなら例えば今太宰府市は市政だよりと、議会の議会だよりが一緒になっていますね。ですから、議会だよりが入る、一緒になるとときには、この国保のこういった部分のお知らせを一定のページを割いて載せるとか、そういった部分については周知策として、インターネットのホームページ以外のもので、紙媒体というのも活用も私はまだ必要な、全く必要ないとは言いきれないと思いますので、必要であるというふうに考えますが、この点について国保課と、市政だよりの部分、管轄されております、そういったその担当部署とですね、協議の上で周知策の徹底をしていただきたいというふうに思いますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 国保関連の周知につきましては、もうこの44条に限らず、国保の現状というのもございますので、そういうものを周知を図っていくためには広報は必要だと思いますので、担当課のほうとも協議しながらそういう広報等を考えてまいりたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） それで、次の委任払いの関連のところでは伺いますが、本市では委任払いという形ではなくて貸付制度という形で対応しているという答弁がありましたけども、実際、これも同じことを繰り返しですけども、この間、私も医療費に関する国保に加入しておられる方から医療費に関する相談を立て続けに受けまして、そういった制度のことですとか、お話ししたんですけども、実際に1人の方は貸付制度の案内をまず貸付制度を使ってみられて少し3割の負担の部分が少しは軽くなるというような形で1回ご案内をして国保の窓口に行っていたかのように誘導といいますか、案内させていただいたんですけども、もう一人の方はその限度国保の貸付制度を使った上でもちょっと実際ちょっと負担が重たいんだというような話をお聞きしました、その支払い分がですね、限度額の負担分が。実際今現在のその制度の中では限度額の負担というのは、その国保の貸付制度を使った場合ですね、どのぐらいの金額になるんで

しょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 自己負担限度額を超えた分の高額な医療費の部分でしょうか。普通、病院にかかられて高額になるのは大体入院の場合が多いんですけど、入院のときにその自己負担限度額というのは所得によって決まっていますので、それを超えた部分につきましては一時的にご本人さんが立てかえてもらうか、高額療養費制度、貸付制度がございますので、そちらのほうの手続きをとってもらうかということになります。高額療養費のほうで手続きをとられるということであれば、医療機関のほうに委任、それから受取代理の契約じゃありませんけど申請書を作成していただいて、市のほうに提出をしていただくということになります。それが出ましたら、あと市と医療機関で決済をするということで、この自己負担限度額が増える、減るということとはございません、これは法で決まっておりますので。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） そうです。だから、その限度額が最高でといいますかね、要は請求が来ますよね、医療費というか月でレセプトを締めて当然請求が来て、高額のこれは対象になる金額だというふうにいったときの最高の金額といいますかね、その部分が金額がお聞きしたかったんですけども、ちょっと今かみ合っておりませんので、もう先に進みますけども、実際にその制度を使った上でも要は当初の貸付制度を使った上でもですね、その負担額といいますかね、その金額がちょっと払えないといいますか、これをすぐに一括で払うのは難しいというような相談を私は実際この間受けたわけでありまして。それで、そういったところへの対応策というのも別途必要なんじゃないかというようなことを感じたんで質問したんですけども、そういった場合のもう対応策は国保のところではもうこれ以上は難しいというふうな認識でしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 今考えております、その言われております高額療養費についてということでしょうか。

（7番藤井雅之議員「はい、はい」と呼ぶ）

○健康福祉部長（坂口 進） 高額療養費につきましては、先ほど言いましたように入院されたときに高額になりますので、それを払うのに先ほどの高額療養費の貸付制度を使うか、立てかえるということで、それでは余りにも被保険者の方に負担が大きいということで、平成19年に入院については自己負担限度額にとどめる制度改正、法改正がされております。今年の4月からは入院のほかに外来診療についても、その自己負担限度額を超えるものについては市が発行します限度額適用認定証を医療機関の窓口提示すれば自己負担限度額までになる制度がございます。ただ、これが幾つもの医療機関にかかられて合算したら高額療養費になった場合にはですね、医療機関は連携といいますか、つながっておりませんので、そういった場合には一月合算して高額になった、そういうときにはですね、支払いの手続きをこちらにさせていただくと、後



でお支払いするという形にはなります。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） わかりました。そういった今あるそういう部分のですね、制度と申しますか、内容があるというのは今こうやって議会の中でもお聞かせいただいた上でわかるんですけども、問題はそれがきちんと市民の方に知られていないと申しますか、大部分の多くの方は当然医療費の支払いが発生して、そういったすぐ支払いをどうしようかというようなことに困難と申しますか、感じられて、それで私のところにも相談に来られる場合もありますし、他の議員のところにも相談にも行かれますし、当然国保の窓口にも行かれることがあると思うんですけども、そういった制度のですね、お知らせ、便利帳のようなものもこれからまたつくられるのかもしれませんが、そういった部分まで含めてですね、もう少しいろいろお知らせをするようなことをですね、今回は検討をしていただきたいということで国保のこの部分は取り上げましたので、特に今言いました44条の減免というのは大部分の方がまだゼロ件というのはですね、知られていないんじゃないかということもありましたので、繰り返しになりますが、その周知策をきちんととっていただきますようお願いいたします、国保の財政の問題は来週決算委員会でお話しさせていただくということもあわせて申し上げて、国保の問題は終わらせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 3件目の就学援助制度についてご回答申し上げます。

就学援助の基準となる市民税額につきましては、生活保護基準を準用して収入額を設定し、住民税の算定方法に基づいた市民税額を認定基準額としているところでございます。その計算に当たりましては、税制改正に沿った計算をしており、筑紫地区の他の市町と大きく格差が生じないように毎年見直しを行っているところでございます。

就学援助制度の周知につきましては、市政だよりやホームページへの掲載とともに、入学説明会時や継続申請者に対して学校を通して説明や案内をしているところでございます。

予算措置の確保につきましては、就学援助は経済的事情で義務教育を受けることに困難を伴う世帯に対し、教育費の一部を援助するものであり、この制度が担う役割は非常に大切であると受けとめているところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） はい、わかりました。

それでは、就学援助についても幾つかお尋ねいたしますが、まず今部長の答弁である説明ございましたが、今全国的に言われている中でその生活保護基準以下、生活保護の基準よりも所得が少なくても住民税が課税されるためですね、この就学援助の制度の活用ができないというような事態が全国の自治体の中では報告をされているところもあるんですけども、本市においてはそういったことは起きていないのか、それとも別途何かそういった全国的な動きになって

重なってしまっているのかですね、現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 先ほど申し上げましたように、あくまでも認定基準額というのがございますので、今太宰府市におきましては市民税の所得割額が9万6,600円以下であれば認定になるような状況になっているところでございます。要保護につきましては、生活保護世帯については要保護者として認定をしているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） それでは、この就学援助の制度については、私も議会の中で何度も取り上げてまいりましたが、今の古野教育部長とはこの就学援助で議論するのは初めてでございますので、ちょっと長年の行政経験がある部長には大変失礼かなと思いますけれども、基礎的なことをですね、就学援助の中でお聞かせいただきたいんですけども、この就学援助の制度というのは当然生活保護の制度に準じた制度としてこの就学援助の制度があるというふうに私は基本的なこととして認識しているんですけども、この認識については間違いはないですか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） はい、それでその認識でいいと考えております。就学援助につきましては、給食費、その他もろもろ、準用につきましてはですね、支払いしますが、生活保護者に対しましては、そういう給食費、学校用品等は生活保護費の中に含まれております。その中で修学旅行費、それと医療費については生活保護に含まれませんので、この部分については別途その実費的な部分については援助費の中に含んで支払いをしているという状況でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 今、その認識の部分では間違いはないというご答弁をいただきましたが、それを踏まえたときにですね、じゃあ生活保護の制度では認められているけども、この就学援助で認められていないものもあるんじゃないかというふうに思うんですね。これは私が何度も取り上げてきました眼鏡の問題でありますけども、就学援助でも生活保護の制度に準じているということであるならば、その当然生活保護で認められている眼鏡に対しても就学援助でも当然カバーするべきではないかというふうに考えますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） 眼鏡の件は、私も議会で聞いた覚えもでございます。要は、この就学援助費の内訳についてですね、先ほども申しましたように教育費の一部という形ですね、この教育費、教育行政の中の一部という部分で該当するかしないかという形で判断立てております。眼鏡も確かに教育上は必要だと思います。だけど、やはりそれはもう日常生活でも必要な部分がございますので、今のところたしか眼鏡を入れているところもあるみたいですけど、やはり筑紫地区、近隣ではですね、まだ生活費の一部という形の中で教育費の就学援助には今のところは困難であるという形の判断をとっているところでございます。

市といたしましても、もうご存じだと思いますけど、平成22年度にはですね、やはり学校行事の一環として、PTA会費、中学においてはPTA会費のほかにクラブ活動費、生徒会費等もですね、平成22年度からは新しい項目を設けてですね、やはり生活困難者の対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 過去相談を受けた中でもその眼鏡の支給の必要性といいますかね、実際に5人お子さんを育てておられるお母さんからのそういった相談の内容も議会の中で取り上げさせていただきましたが、実際にですね、その眼鏡も今昔ほどは高額なものにはなっていないというふうに思いますけども、実際にそれでも1万円近く、レンズ込みでも1万円近くかかるというようなものでありますし、その所得自体がですね、そういった就学援助を受けないといけないと言われるような所得の基準の方にですね、果たしてその幾ら安くなったとはいえ1万円近くの出費がですね、本当に家庭を生計を維持していく上で十分に対応できるものなのかというのは私は再度検討していただく必要があるんじゃないかと思います。このまして生活保護のほうでは認められているけども、こちらに準じている就学援助のほうで認められていないというような、その不均衡といいますか、そういった部分もありますんで、これはですね、引き続き検討もしていただきたいというふうに思いますし、以前私は提案いたしましたけども、その太宰府市内の眼鏡店で買う部分に関して就学援助で対応するとか、実際に紹介いたしました神奈川県の大和市はそういった形で就学援助の眼鏡の支給を大和市内の眼鏡店で買うということを条件に認めているというような自治体もあるというふうな紹介もさせていただきましたので、それが本当にできないのかというのはですね、再度検討していただきたいというふうに思いますし、これはですね、教育部長にしっかりと教育部内で次の部長さんにも引き継いどいていただきたいということもあわせてお願いしておきます。

その部分と、あと周知策の問題です、もう一点。実際にこれもお母様方からお聞きした話ですけども、いろいろ入学前の準備段階とか、そういったのに当たる中でいろいろ書類といいますかね、そういった紙のものをもらってどれが申請書、どれがどれでというのが正直わからなくなるというようなこともお話をお聞かせいただいて、以前のとき部長さんには紙の色を変えるなどの工夫をしてほしいというようなこともお願いはしているんですけども、今そういった部分の現状はどのようになっていますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（古野洋敏） たしかそういう部分はですね、基本的には子育て支援課とも協議しながら、例えば幼稚園、保育園、卒園するときにはですね、そういう状況の中で子育て支援課から学校教育課のほうにですね、回ってきて、そういう対応をしているという状況がございます。申請書につきましてはですね、その色の件についてはまた内部で検討して市民がわかりやすいような対応はとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） わかりました。先ほどこれは午前中渡邊議員から給食費に関してですね、徴収の問題、質問も出ておりましたけども、当然就学援助の中で給食費の部分も就学援助の中へ対応、対象に含まれているわけですから、そういった部分もあわせて給食費を悪質などというとあれですけども、そういった生活困窮の中で滞納が発生している場合については、そういった訪問等をされたときにきちんと就学援助の案内もしていただくとかですね、きめ細やかな対応を引き続きとっていただくようお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、5番小島真由美議員の一般質問を許可します。

5番小島真由美議員。

〔5番 小島真由美議員 登壇〕

○5番（小島真由美議員） 通告に従い、高齢者福祉について一般質問をさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所によりますと、我が国の高齢者人口の将来推計は2025年に3,635万人、2042年でピークに達し、3,860万人と予測されています。このような我が国の高齢化の進展は、ただ高齢者の人口が増えるだけでなく、高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者が急増する点に特徴があります。前期、後期高齢者比率は団塊の世代が後期に到達し始める2020年を過ぎるころから逆転をし、以降は75歳以上の人数が多くなる状況が続きます。

このような中、社会保障給付費は、年間100兆円を優に超え、年々増え続けている状況でございます。超高齢化社会により、生産や納税と高齢者福祉介護がバランスを崩し、社会構造の崩壊を招くことだけは防いでいかなければなりません。さらに、こうした高齢化の進行に伴う介護問題を社会全体で支える環境整備が非常に重要な問題です。そのための制度として平成12年4月から介護保険制度が始まりました。サービス利用者数は施行当初の3倍の400万人を超え、高齢者の暮らしを支える制度として定着をしています。

一方、急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護者の増加、ひとり暮らし、高齢者のみ世帯の増加への対応、介護する側の人材確保などが喫緊の課題となっています。これらの諸課題の解決に向け、今年4月から新しい介護保険制度がスタートしました。今回の改正の趣旨は、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、地域支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現にあります。

6つの柱で構成されているポイントと、本市の第5期介護保険事業計画との整合性、方向性をお示しく下さい。

次に、高齢者の肺炎球菌ワクチンの公費助成の制度についてお伺いいたします。

高齢者は肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいと言われております。そのため、死

亡する割合が多く、死因の中で3番目となっております。高齢者で肺炎にかかった半数近くは、その原因菌が肺炎球菌と言われております。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌感染者の80%に効果があるということです。費用は1回の接種で6,000円から9,000円かかり、5年間の効果があるということです。ワクチン接種は、高齢者の命を守るために、また医療費削減にもつながることと思います。近年では、このワクチン接種への公費助成を導入する自治体も増えてきましたが、本市では高齢者の肺炎球菌ワクチンの公費助成の導入についてどのようなお考えでしょうか。

高齢者福祉について、以上2つの観点からご回答をお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 高齢者福祉についてご回答いたします。

まず、1項目めの平成24年度介護保険制度改正が目指す地域包括ケアシステムと本市の体制、方向性についてですが、超高齢社会を迎え、高齢者を取り巻く環境の変化、特に高齢者ケアのニーズの増大や単身世帯の増大、認知症を有する高齢者の増加などが予想されるために介護保険サービスや医療保険サービスのみならず、見守りなどのさまざまな生活支援や成年後見等の権利擁護、住居の保障、低所得者への支援など、さまざまな支援が切れ目なく提供されることが必要と考えられています。

現状では、それぞれの提供システムは有機的な連携が見られないということで、地域において包括的、継続的につないでいく仕組み、地域包括ケアシステムの必要性が求められています。この地域包括ケアには5つの視点による取り組みが必要とされています。

1つ目に医療との連携強化、2つ目に介護サービスの充実強化、3つ目に予防の推進、4つ目に見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など、5つ目に高齢者になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備です。

本市の取り組みといたしましては、筑紫医師会や福岡県認知症医療センターなどの医療機関、居宅介護支援事業所などの介護サービス事業所、地域の自治会や民生委員さんなどとの個別の交流や会合などを行っておりますが、包括的なネットワークの構築にまでは至っておりません。

地域包括ケアシステムは、自助、互助、共助、公助のそれぞれの関係者の参加によって形成されるため、全国一律のものではなく、地域ごとの地域特性や住民特性などの実情に応じたシステムが必要となるところです。

今後、他の市町村なども参考にしながら、太宰府市に即した地域包括ケアシステムを調査研究し、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して住み続けることができるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて検討してまいります。

次に、2項目めの高齢者の肺炎球菌ワクチン接種についての助成についてお答えします。

肺炎は、がん、心疾患に次いで日本人の死因の第3位となっています。その主な原因菌である肺炎球菌は、特に高齢者が重症化しやすい病原体と言われています。そのような状況から、

厚生労働省の予防接種部会において、現在国の補助事業の任意接種として実施しています子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3種を含め、水ぼうそう、おたふく風邪、B型肝炎、成人用肺炎球菌の7つのワクチンを定期予防接種として実施するよう提言が出されています。しかしながら、定期予防接種化になると一般財源による接種となるため、実施主体である市町村にとっては、その財源の確保が最大の問題であると考えます。本市においては、国に対し、全国市長会等を通じ、予防接種に対する負担増に対し市町村の財政力により予防接種格差が生じないよう適切な支援措置を講ずるよう求めており、全国どこでも同じ条件で安心して予防接種を受けることができることが重要であると考えます。そのことから、現在、国において費用負担のあり方について国と地方の間で協議がなされています。

筑紫地区におきましても、この高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種について協議を行っていますが、今後さらに国の動向を注視しながら、筑紫医師会のご協力も必要となりますことから、協議を継続してまいります。

現時点では、9月から始まりました不活性化ポリオワクチンや子宮頸がん等予防ワクチンを初め、多数の小児用ワクチン接種事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） まず、初めにお聞きしたいことが、今回のこの改正の中で一番の目玉ということで国のほうからおりてきている中で、医療と介護の連携の強化というところが一つの大きなポイントであると思います。この件でお聞きいたしますけれども、この中にですね、24時間対応型のこの在宅医療、訪問看護、そして介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施について、この2点が新しく盛り込まれてきておりますけれども、このことについて状況をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 定期巡回、随時対応型訪問看護につきましては、地域で自立した生活が送れるよう、日中、夜間を通じて短時間の定期巡回サービス、随時の対応を行うサービスでございます。現在、早朝、夜間の訪問介護や訪問看護を利用しておられる方がおられますが、定期的な介護が必要な方については、介護つき有料老人ホームや定期的なサービスを自費で受けられる有料老人ホームなどの入所を検討しておられる方が相当おられると考えております。しかし、この事業を開始するに当たり、事業者として運営基準を満たす職員配置を行う必要があることから、事業者は事業経費などを検討されている段階であると思われ、幾つかの自治体で公募はしておりますが、まだ今の段階で福岡県において指定された事業所はございません。本市も、事業所等の動向を見きわめながら対応してまいります。

次に、たんの吸引などの医療行為の改正についてですが、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等によるたんの吸引、経管栄養の行為が可能となったものでございます。このことにより、特別養護老人ホーム、介護老人保健

施設、グループホームなどの施設などや住宅において看護師などの職員だけではなく、介護福祉士や認定を受けた介護職員等ができるようになっております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 国の方向性としては医療と介護の役割分担の明確化をして、一旦整理をした上で連携をしていこうという方向性だと思いますが、その中でこのたんの吸引などの医療行為が代表的なものになってくるかと思うんですが、この中で一定の研修ということを今説明ありましたが、これは県がされる内容ですか。市がしていかないといけない内容なんじゃないか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） その研修につきましては県でございます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） わかりました。こういった医療と介護の連携ということについて本当にこれから大事な内容になってくるかとも思いますが、事業者側から見ますと、深夜や早朝に対応できるヘルパーですとか、看護師であるとかの確保、いわゆるマンパワーのそういった部分への対応であるとか、また経営にしても採算の問題がある、事業者側からしたらなかなか手を挙げてくださるところが今現実ないというようなお答えだったと思います。

それから、ニーズにしても、まだ今のところそこまでないという認識でよろしかったでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 今、議員さん申されますように、まだ需要がどれだけ見込めるのか、そういったところを今調査中ございまして、これからそういったところの調査研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） わかりました。

それではですね、一般病床から入院、在院日数の短縮を今されて進んでいる中でございますけれども、この退院先がはっきり定まらないうちに退院を迫られるやもしれないほど今高齢化が進んでいる現状が片方ではあるという現実でございます。じゃあ、どういうふうにしていったらいいかという問題になるんですけれども、こういった中でやっぱりやっていかないといけないのが、24時間じゃないにしても何か突破口はないかということを手探りで探らないといけない。そしたら、やはり地域包括ケア会議とか共通認識が持てるような場をつくっていくことがこれから大事じゃないかと思うんですが、この件についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 地域包括ケアシステムを支える共通的な基盤として、地域の実情に

応じ、例えば行政職員、地域包括支援センター職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員などから構成される地域ケア会議の設置が考えられます。この地域ケア会議を設置する目的は、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、地域の居宅介護支援専門員のケアマネジメントの支援、個別の課題分析などを行うことにより、地域課題の把握などと言われております。当市におきましても、居宅介護支援専門員や民生委員さんなどと情報交換会を定期的実施しているところでございますが、今後地域包括ケアシステムの構築に向けてさらなる地域ケア会議の充実に向けて調査研究をしてみたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 5番小嶋真由美議員。

○5番（小嶋真由美議員） ぜひこの地域包括ケア会議の中身を精査していただきながら進めていただきたいと思います。今回、医療保険制度と介護保険制度の同時改定の意味はここにあるのではないかなというふうに思っております。在宅医療を担う関係者、先ほどおっしゃいました医療関係者でありますとか、事業者、ケアマネージャー等でございますね。こういった関係者と行政とで調整を行っていくようなコーディネート機能を担うことができるような市役所の中での人材育成だとか、こういったものも必要になってくると思いますので、ぜひこれは要望としてですが、そういう方向で人材育成をお願いしたいと思います。

それから、この介護と医療の一元化という問題は、もう非常に難しい問題で、言葉としてはずっと言われてきた問題でございますけれども、十数年たってやっと今こういう形で改正になって、一緒に連携してやっていこうという方向に来ているわけでございますが、この市がサービス提供者となって何か具体的にやるということで完結する内容ではありません。これは全ての事業者さんとか、また医師会とかに私たち行政のほうからお願いをしていって、またその中から餅屋は餅屋という言葉がありますけれども、専門家に意見を求めて知恵やアイデアをいただくことがこれから重要であって、そのケア会議をしたとか、しないとかという形式的なものではないと思うんですね。そこら辺を太宰府市がこれから地域包括ケアシステムをつくっていく方向での、その同じ認識と同じ方向性を医療と介護と、また行政が、また事業者がタッグを組んで同じ方向に進んでいこうという、10年先、20年先を見据えてのケア会議としていただきたいと思います、これも要望としてさせていただきます。

もう一点ですね、お聞きしたかったのが、認知症対策について、この改正の中で4番目にありますけれども、認知症対策の推進としてですね、去年の12月議会だったと思うんですが、私の質問と要望の中に認知症サポーター制度と、それに伴う養成講座の対策を要望しておりましたけれども、この進捗状況と今後の対策をお願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 認知症サポーターとは、認知症について理解し、認知症の人や家族を見守る人で、全国的な要請が進められております。本市も今年度から社会福祉協議会と共催で認知症サポーター養成講座を12月に3回、延べ90名に対し実施する予定でございます。初年



度、今年度でございますが、民生委員さんと関係職員を対象に実施し、平成25年度から市民向けに実施する予定でございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ありがとうございます。

この認知症サポーター制度というのは、平成16年の痴呆症という名称から認知症という名前前に国が変わったときから100万人キャラバン隊をつくっていこうという国の政策の中の一つでございますけれども、やはり今年は関係者、来年度が市民という形でのスタートということで、これはよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、さらに続けての要望でございますが、これから実際問題、やっぱりよそと比べて遅れていることは否めない事実でございますので、できましたら並行をしながらですね、サポートリーダーの育成であるとか、またコーディネーターの育成であるとか、学校、今からの子どもたちにこの認知症についてきちんとした理解と認識を教育していくというような講座、学校での講座ですね。子どもたちへの啓発と、また地域におきましては徘徊模擬訓練、こういったものをもうどんどんしていただきながら認知症ということについての啓発を同時並行でスピード感を持ってやっていただきたいという要望をさらにお願ひをしておきたいと思ひます。

ほかに、ここにもありますけれども、市民後見人の育成であるとか、ほかのこの認知症の推進についての環境整備についてはほか何かございますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 認知症についての相談は、地域包括支援センターでケアマネージャーや保健師等が相談に対応しております。事業として主なものとしましては、徘徊して所在不明になった高齢者を位置探知システムで現在位置を把握して家族等に連絡する徘徊高齢者等家族支援サービスや筑紫地区4市1町と筑紫医師会との連携でものわすれ相談事業を行っております。これは認知症の早期発見と早期治療で重症化を予防するために近くのかかりつけ医で認知症の相談が受けられ、適切な医療機関につながるというものでございます。太宰府市で登録されている医者は当初4人でしたが、現在では6人となっております。このほかに、先ほど言われましたように成年後見制度利用事業や、社会福祉協議会であんしん相談事業、ほのぼの事業、市民後見人養成講座などを行っております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ありがとうございます。

ものわすれ相談事業に見られますように医療と、それから行政、ここのネットワーク、連携のネットワークがいい形で今進み始めてきたのじゃないかなというふうに4つの委員から6つですかね、6つに増えてということだんだん医師会の連携等もとれてきている形であるのかなというふうに思ひます。このものわすれ相談事業に見られるような、このいい形の医療の連

携、ネットワークが始まった、この認知症支援策ということを先ほどからずっとお聞きをしておりますけれども、地域包括ケアシステムの核として構築していくことがこの非常に多岐にわたって複雑で難しいこの課題への突破口になるんじゃないかなと思って今認知症対策についてお聞きしたんです。それと同時に、やはりこの認知症の増え方がもう尋常じゃないぐらいやはり認知症の人口が増えておりますし、また要介護の80%が認知症になるというような報告も来ておりますし、これは本当に喫緊の課題であるということで地域包括ケアシステムの核になって、そしたら全体像が見えてくるんじゃないかなというような思いで、この認知症をスピード感を持って進めていっていただきたいというふうな思いでございます。そして、暮らしとケアと医療のチームケアの確立をお願いをしたいと思っております。

2点目のこの肺炎球菌ワクチンの件でございますけれども、ちょっとお聞きしますけれども、インフルエンザは2回の接種ですけれども、この肺炎球菌ワクチンは1回ですかね、2回ですかね。済いません。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 新型インフルエンザの場合は2回の接種でしたけれども、季節性のインフルエンザに成分含まれましたので、今はインフルエンザも1回となっております。この肺炎球菌ワクチンも1回の接種でございます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 今ですね、この接種率にいたしましてアメリカが60%、日本が8%と、これは国レベルで本当に低い状況でございますが、近年やっぱり自治体としてこの公費助成をし始めてきているところが増えてきているんですね。今、全国で700カ所切れるぐらいだったと思うんですが、690カ所幾つかだったと思うんですが、福岡県の状況をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂口 進） 福岡県の状況としましては、60の市町の中で11市町で助成が行われておりまして、70歳以上が6市町、75歳以上が5市町となっております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 今後国の社会保障と税の一体改革という部分での動向もあると思っておりますけれども、ぜひ筑紫地区の中です、こういった背景というものはしっかりとやっぱり協議をしていただきたいし、これはぜひ進めていっていただきたいという内容だと思います。先ほど長谷川議員のご報告の中でベッドレスト実験の報告がございましたが、やはり一度病気になってしまうと生活の質が落ちる。そうすると、今度は医療費がまた負担が増えていく。こういった行財政の分でも考えましても、やはり市としても公費助成として予防していくというような観点からの高齢者福祉を考えていくべきだと思いますので、ぜひ協議の場の中では太宰府市は推進派ということでもよろしくをお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終了させていただきます。

○議長（大田勝義議員） 5番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月14日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後3時30分

~~~~~ ○ ~~~~~